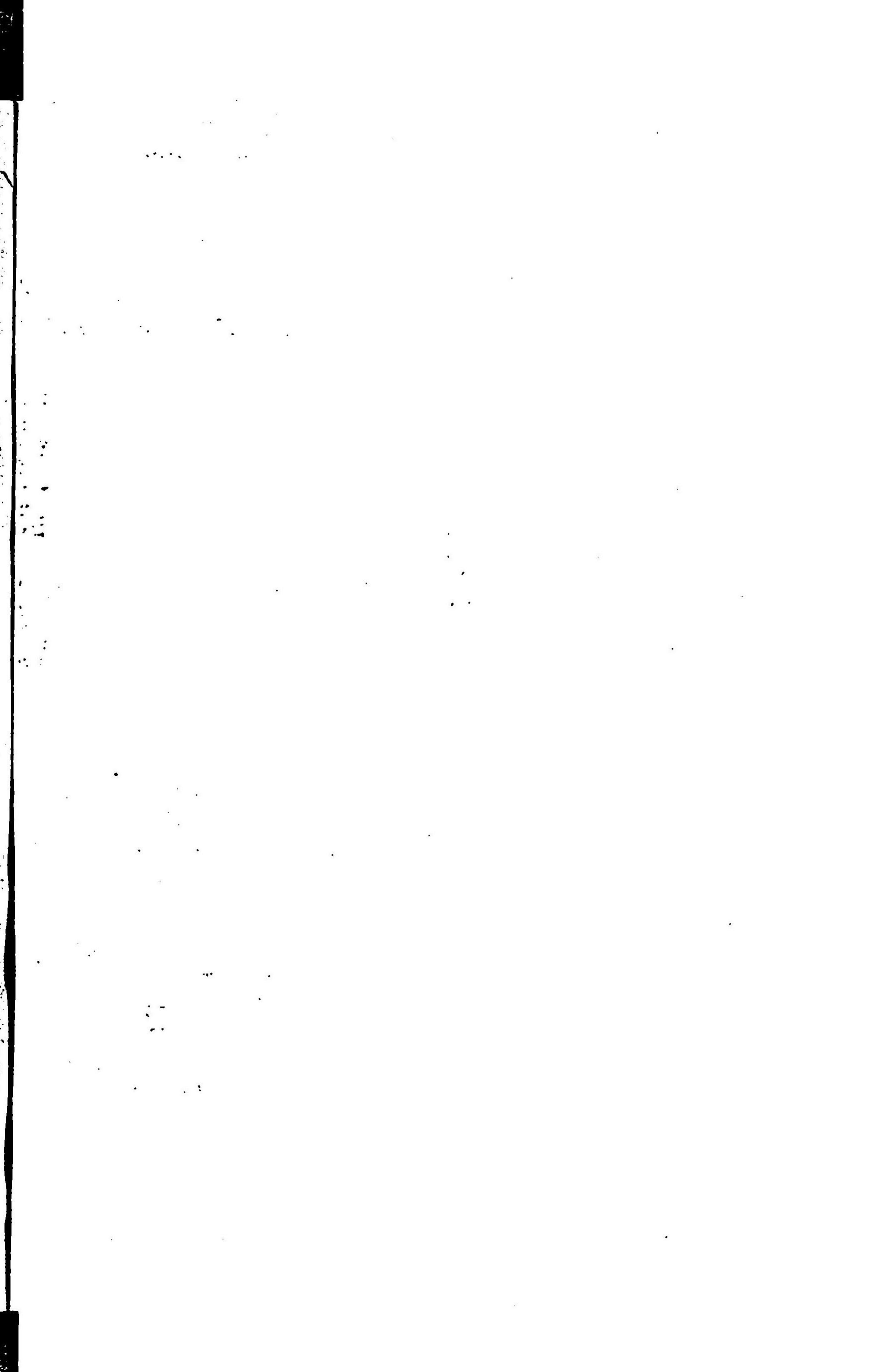
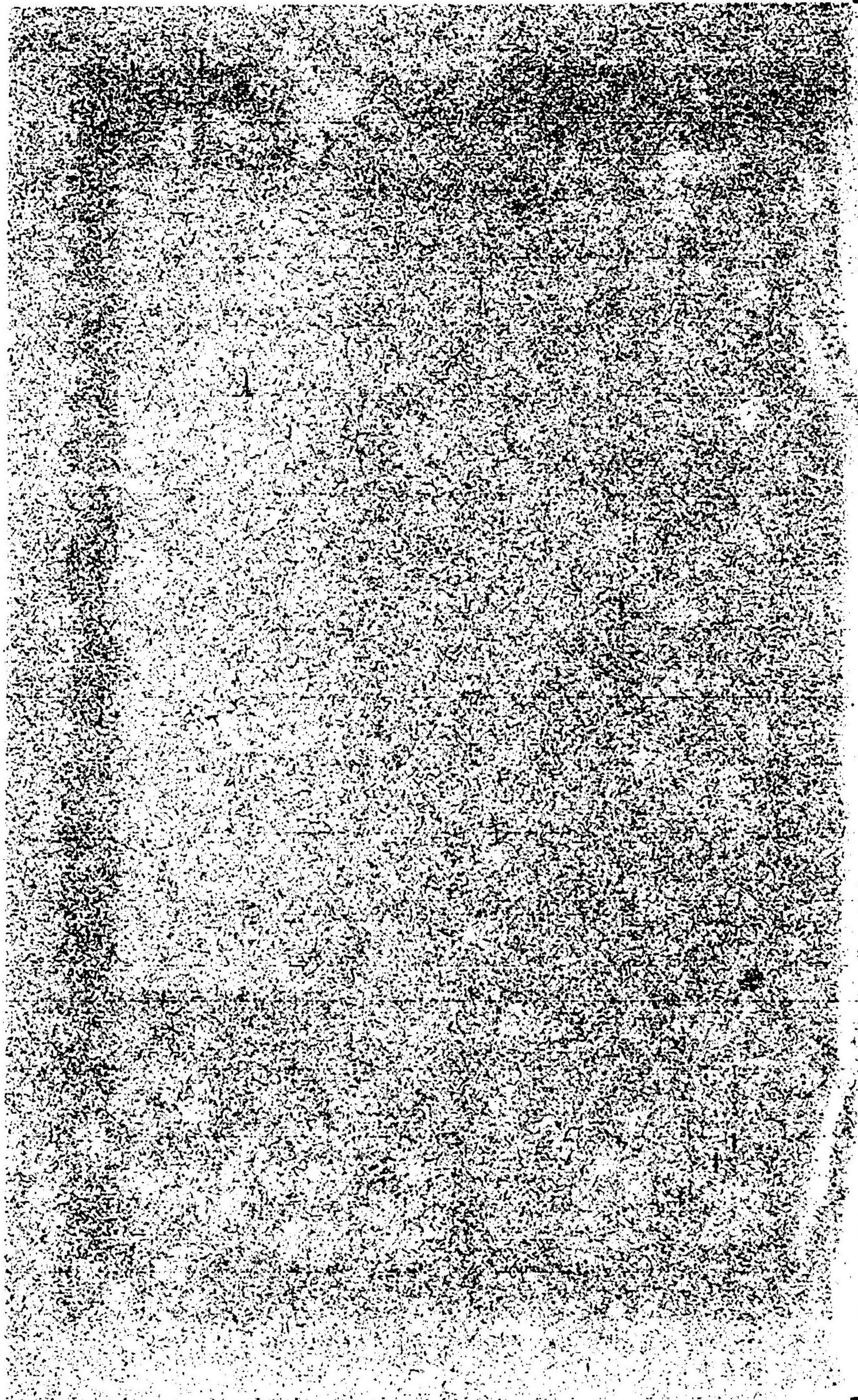


111
243

健康
無病
小兒養育法

養育の注意
小児の育方
行義の注意法
生涯の病の法





健康 小兒育養法序

夫れ小兒を養育するは父母たるもの



此義務を怠るものは天理に背き人道に反るの

罪を免れず然れば世に父母たる者は平素能く

育兒の法を研究して此罪を免るゝとを勤め

るべからず育兒の法とは何ぞや婦人子と妊め

ば起坐寝食より視聽言動に至る迄皆法度ある

即是かり此法度を守らずして活潑有爲の善子

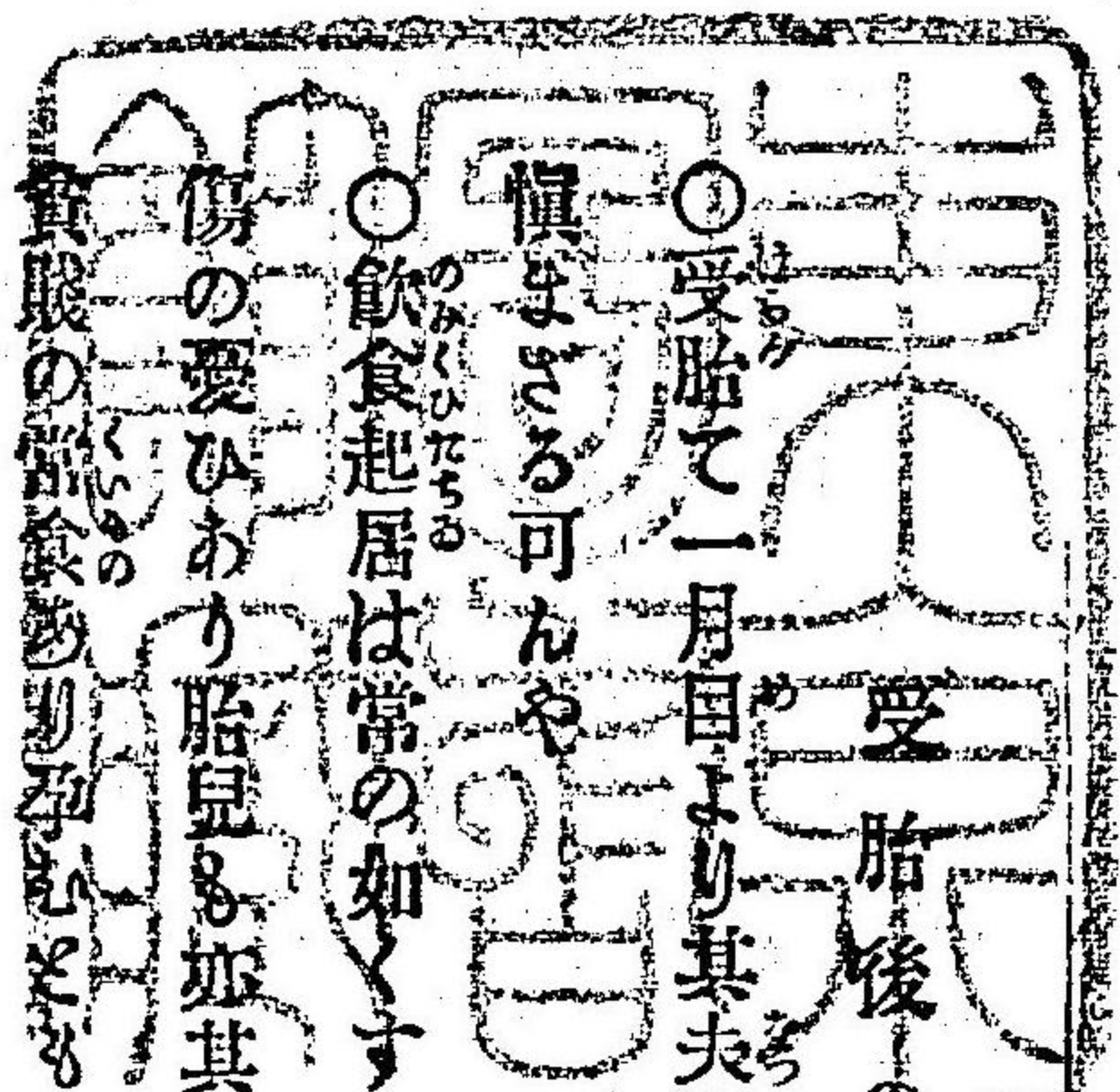
と擧げんと致するも得んや予之を憂ふるや久
 く因て従来大醫の經驗して最も効能著しきも
 の及び行義仕付法等を蒐集して世間慈愛深き
 父母に告く若夫世益を補ふに足らば予の婆心
 も亦水泡に属せざるものと云ふべし

明治癸巳第一月

編者一す

健康 小兒養育法
 無病

坂俊藏編纂



受胎後 心得

○受胎て一月目より其夫閉門の中へ入るべからず古人の曰く有孕不再房生子痘疹稀と
 慎まざる可なり

○飲食起居は常の如くすべし若し飲食常に變るときは脾胃和かず飲食を、まず却て食
 傷の愛ひわり胎兒も如其害を受くるとあるなり富貴の家は富貴の常饌あり貧賤の者は
 貧賤の常食あり胎兒も常に從て變るべからず唯其中に禁忌の食品あり其は何ぞや生

冷もの或は大熱ものは胎を破り又辛辣の血を毀る忌むべし其起居の運用常に變ると
 きハ平素安佚の消光を爲したる婦人は肢躰倦怠して脾胃其害を受くる少なからず之を要

るに富家の産婦に不利多くして貧家の産婦に不利少なき富家の萬事意の如くなるに任せて飲食起居總て平生より一層意を用ひ過ぎて却て禍を醸すに因る貧家は之に異ありて飲食運川常に變らず淡食勞役平日に異ならざるに原くなり世人之を見て産家の吉事は淡食勞役にありと云ふは蓋し一理なきにあらざるなり

○初胎のとき沐浴を忌みて下體のみを浴するものあれど开は下部を發動して却て矢墜患ひあり風呂水風呂最とも忌むべし

○妊婦 食事のすむは吉慶あり不食なるは危し美食を進めて其氣を和らげ其心を樂ましむべし悲哀憂慮、嫉妬忿怒、皆な慎むべし驚怖の殊に子の心臓を傷る且歌舞、說經淨琉璃等の遊樂を戒むべし喜に過ぐるは心氣を破り憂ひに遇ぐるは肺氣を損なふ識らずして胎氣を毀るとあり慎むべし

○受胎より一月は露珠の如し二月は桃花の如し三月にして男女別る故に三月のとき變状男子の法あり其法は妊婦に甲胃を着せ馬に乗せ弓を携しめ或は桃樹を以て斧を造て妊婦の床下に置き或は茅草を佩び或は弓弦を帯び或は雄黃を帯ばしむる等は是れ其

氣に感せしめて男胎に變せしめんとの義なりなど千金方外臺秘要等に載せられたるも明治の今日には行ふべからざるの議なり抑も三月にして男女別ると云へども父母交合の時父の精先に感じ母の血後に應ずれば父の精の外へ出母の血は内主となるが故に女子を生ず蓋し陽先づ感じて陰を生じ乾の良を生ずるなり母の血先ず感じて父の精後に應ずれば父の血外を包み父の精内主となるが故に男子を生ず蓋し陰先づ感じて陽を生じ坤の震を生ずるあり其間毫髪を容るべからずして人為の能く及ぶ所にあらざるを以て婦人已に孕めば露珠の時男女必ず判る矧んや二月桃花の時に於てをや豈に三月に至て殊に外治を以て天命を變ずべけんや

○人の生る、や男子は左腎先づ具り女子は右腎先づ備わる兩腎備りて脊髓生ず髓の外堅くして脊骨となる是を體と云ひ又幹骨と云ふ骨備つて肉生ず骨肉既に具われば節以て之を維持ざるべからず是れに於て節生ず骨、肉、筋既に具われば其外を紐ふるものは皮毛なり是に於て皮毛生ず骨肉筋皮既に備われば其中血脈流通せざるべからず是に於て心臓已に備わりて母と分離す是れ腎脾を生じ肝脾を生じ肺心を生じ程子の所謂剋に

依て生ずとは此の理なり此等のもの、生ずるの皆な臍帶より母氣の之を培養するあり
○妊娠とき女子なれば母に背して而外に向ふが故に妊婦の腹形箕を張るが如し是を
以て女子の陽の腹にあるなり又男子なれば外に背して内に向ふが故に腹形盆を伏せた
るが如し是を以て男子の陽は背にあるなり

○胎中に男女を知るの法は數種あれども八掛を以て之を決するの甚だ容易なるものと
す其法の婦の受胎る年の寄偶を側り寄を陽爻とし偶を陰爻として初爻と定む夫の年の
寄偶を以て上爻とし受胎の月の寄偶を以て中爻とす此の如くして三畫の卦出来るあり
乾坎艮は男子あり坤兌巽離は女子あり

○妊婦にして一物を好むものあれど开の五味の品に依て其藏の虚なるが故なり縦令
ば酸きものを好む肝藏の虚するが故あり意を用ひて早く療をべし

○妊婦臨月には髪を洗ふべからず臨月に頭を洗へは大概の横生れ逆産するものなり

○産月にならば衣裳の厚衣を禁すべし食事も扣へ目にせべし睡臥も過すことなかれ只
だ心志を安く持ちて時々運動して血脈の暢和を圖るべし

○妊婦起上るときに一足に力を入るべからず高架の物を取るべからず身を伸ばして
背伸すべからず、重きものを持歩くべからず險路を往來すべからず夜寐るには常に屈
まり臨すべし

○妊婦白帶あるの月を保ちがたし早く治をべし許學士具に論せり妊婦の乳汁多く出
るは乳泣と云ふ生る、子育がたし藥用すべし胎中物に驚き或は食滯りて胎動き、
振ひ出して咬牙すれば必ず其子痛もちと爲る振ひのある時早く治をべし又胎の前に
喪に近き惡しき氣を胃し胎を動かさし肚痛と發熱して食事を思はざるは早く療すべし
妊婦腹中鐘のごとくに鳴り或は兒の哭くことあり其婦腰を屈め物を拾ふ様にして藥を
用ゆれば必ず治る又妊婦不圖に語にあるとあれど藥を用ゆるに及はず産下は必ず復す
○胎前に帶するの五ヶ月より然れども甚だ強くすべからず緊きに過ぐれば胎を養ふ
と不足なり

○妊婦の食して惡しきものは

鯨、鯨、鱈、鱈、鯨、鯨、米鯨、鯨、鯨、鯨、龍魚、鶴、鵝、鴻、鴨

野鴨、雉肉、鶏肉、鶏卵、雀、鳩、豕、野猪、鼈、蟹、兔、
梨、梅、桃、杏、李、烏芋、芥菜、生姜、蓼、葛粉、葱、韭、麩、
菌類、安石榴、酸醬

以上は皆大禁物なり食さべからず又酒は臨月に飲べからず娠中時々鯉魚を煮て食するは好し

○懷妊の間は禁忌の藥あり假令他の病氣起るとも漫りに賣藥などを用ひず醫者に就て能く問ふべし

○妊娠月満ちて生るゝは正道なり月數正傳より脈經を除ひて一ヶ月を三十日にして十ヶ月ありと云ひ醫宗粹言に一月を二十七日として十ヶ月即ち二百七十日と云ひ延壽書には二百六十日といひ佛書には七日づ、三十六にして生産るとありて何れか信なるを知るべからずと雖も思ふに婦人の經水は月に依ることなれば二十七日三十二時八月の會數なれば經水を見準て二百七十四五日を以て正とせし妊婦若し月不足にて生産ば其子は必ず多病にて育てがたし妊婦の生質を考がへて胎養の藥を用ひし胎中

に藥を用ひし其子性弱など、ハ古昔の謬語にて今ハ然ることなし

○産に臨むときは醫者と穩婆能く心を用ひ腰を抱くものにも能く云ひ聞かせて靜かに生産すべし

○見産下れて啼聲の出ざる先に綿絹布の類を指頭之巻き急に兒の口中を拭ひ取るべし否らざれば啼聲と共に口内の穢物或ハ督脈をつたわりて脊髓に流れ込み或ハ吸に従つて胃中に入りて胎毒となることあり

○誕生して其儘口中に粘り付てある穢物並に胎内に蒸れたる臭を靜かに拭ふべきに此時混雜に取りまざれて時延ぶる間には啼聲已に發するが故に胎毒内に入る其ときは直ちに解毒の藥を用ひし其藥ハ甘草一寸、款冬根一寸、を濃煎て紅絹にひたし用ゆるもあれど富家の兒ハ胎熱あるなれば甘草灸二分五厘、黃蓮灸三分を濃煎じ之に水飛の辰砂の未少しふりかけ用ひ又兒の色白く胎毒あるには五香湯を用ひ又乳香、木香、丁香、麝香、沈香を、等分にし紅絹の袋に入れて熱湯にふり出し用ふるも好し然れども胎熱の兒には宜しからず

○臍の帶を斷る法は千金方に先づ結束しよつて斷つべし長さは大約六寸許ばかりにて好し或は兒の足の底の長さに斷るべし短きは胎氣たいきを傷り長きは肌膚はたを傷く斷るに鐵刀てつとうを用ゆべからず鐵器てつぎの寒冷腹さむさに入れば生氣せいきを破るとあり日本記神代卷には竹にて斷るとあり此の説も可なり又絹すぬに包み喰くひ切りたるがよし切口きりぐちを呵かすると七日、内吊ないぢやうの病を免かる切口を糸にて能く縛るへし

○初はつれて聲こゑを發すると能わざるものは是を夢生むせいといふ聲を發せざる間臍へその帶を斷るへからず綿衣わたぎを以て兒を包み太く紙燭しやくを拵ひねりて香油かうゆに點し臍帶へそのをを燒き氣甦まのつくを待て後に斷るへし或は臍帶へそのをを艾よもぎを以て灸やき暖氣ぬかの中へ入る、もよし兒の口を吸ひ口へ氣を呵かし、耳みみを吸ひ氣を呵かし、鼻はなを吸ひ氣を呵かし、肛門しりあなを吸ひ肛門へ氣を呵かし氣を流通りゆうつうせしめて啼聲なまこゑ始めて出づるが如きは是れ皆難産によつて兒の眞氣しんきた絶へて啼聲出でざるの活法かつぽうなり

又肛門の膏膜あぶらまくにて塞ふさつて啼聲なまこゑの出ざるあり是は銀の筭かうがいにて肛門の閉塞しよせきを通し開くへし又兒の口中を見るに舌下したのしたに膜まくありて啼聲なまこゑの出でざるものあり或は上頰うわあひは白泡しろあわありて

啼聲の出でざるものあり此の二症は松のひでを丸くけづり尖とがらして突破つとまやぶりたるがよし若し血出で、止まざれば亂髮らんまつ灰かいを貼はくべし

又難産なんざん日をかきね兒生るれども身冷みひやへて啼能なまこゑはざれば急に絹きぬに包み胞衣えん衣を炭火すみびの上に暖めあため其上に紙燭しやくを太くして臍帶へそのをを燒くべし大氣臍へそより腹中に入り須臾しほらくにして氣生きせいを其後臍帶へそのをを附つくべし酢すを暖あつく煎せんして臍の帶の先を洗あらひ糸にて固かたく結むすふべし其後洗あらして取舉とりあげよ若し糸にて結ぶことを忘れなば濕氣腹しつきはらに入いり臍風せいふうとなる

○孿子せんしとは一産に二子を註とめ二女子のとを云ふふなり孿生てんせいとも云へり是れ受胎うたいときの駭おど氣きにて古今此の例少なからず世俗たひか疊たひかを横に敷きて端の上に夫妻ふうさい臥ふせば必ず二女子を生むなご云へど取るに足らず又陳后山ちんこうざんの叢談そうだんに婦人おんなの上唇うわくちびるに黒子くろこのあるもの多くの二女子を産むとあれど是れ亦た信ずるに足らず婦人の卵巢らんさうに固かたく無數の卵たまごあるものゆへ男子の精虫せいちゆうにして滯とどこはりなく之れに粘着ねんぢやくせば一時に二女子を製たるゝ愚おろか三人にても四人にても製造せいぞうし得るものなれば假令たとひ一時に五人出來るも六人出來るも怪あやしむに足らざるなり双兒ふたごの兄弟けいていを定さだむるは漢かんの霍光かくこうの妻かたご双生ふたごのとき般はんの世の例たとひを引ひて後に

生る、ものを長嫡と云

○始湯の法は古は臍の帯を断たぬ先に胞衣と共に洗ひたりしが何頃よりか變じて産下て其ま、臍の帯を断ること、なりぬ臍の帯の断端を能く糸にて結び浴せし浴湯に數種あり

五枝湯、柳、榆、桃、桑、柳

右五木の嫩枝を三寸に切り、二三本湯に煎じて浴すれば瘡疹を免かるべし

五根湯、柳、桃、棟、梅、柳

右五木根を用ゆ是れも嫩根よし前のごとし

一方に常の湯中へ猪胆汁を入れて浴す

一方に益母草五兩を剉煎じて浴す

一方に常の湯の中へ食鹽少しばかり入て浴す浴後能く拭ひ乾かし濃紅を手に塗け遍身に塗り殊に兩脇の下に塗れば風をひかず又胎毒を散するの効あり總て増湯にも生水を用ゆへから孕前程より沸湯を煎し置きて或は温くし或は冷くし混合せて温冷中を得て

用ゆへし湯の冷めなる方よし生水を用ゆる時は皮膚を破り瘡疥を惹き起す戒むへし

○浴後能く水氣を拭ひ第一臍の帯の濕を能く取るへし豫て白練布を能く揉みやわらげて四五寸四方のふくさに縫ひ中に「メンザンシ」を入れ置くへし此の臍の帯の濕を吸ひ取る爲めなり(千金方には未だ「メンザンシ」の發明なきゆへ綿とあり)「メンザンシ」入のふくさにて臍帯を包み別に長き絹の幅三寸許なるを以てふくさの上を包み背へ廻し又腹へ廻し「ワナ」にして腹にて程善く結ぶへし強に過ぐるときは兒吐覗の憂ひあり弛きに過るときは臍帯動きて腫痛ことあり總て子を取り扱ふには臍帯の動かぬ様注意せし臍帯の落ぬ間は下着にも紐を附くへうらす若し誤つて臍帯より濕風入るときは即時に臍風となることあり否らざれば因循して多病と爲る慎むへし

○兒は常に大人の懷中に温むへし但し胡臭ある人、瘡疥ある人、經行の人を避へし生下て乍ち母の腹中の暖氣を離る暑月たりと云ふも冷すへからず暖むへし、寒氣を犯すことを思ひ、冬月と雖ども火邊に寄りて火毒を當つへからず人氣を以て暖め綿絮を厚くせし春夏秋の漸々に見計らふて綿絮を薄くすへし

○初生て乳を附くる時節は胎糞一二度下るの後に在り胎糞未だ下り盡きざるに乳を與ふれば必ず乳癖となる若し其餘り遅く附くる時ハ乳口を忘れて附けても飲かぬるものなり能々見計ふへし但し見生るれハ母の乳を飲むへき天然あり母産後三日を経ざれば乳汁出ず、出るまで兒の飲まぬハ當然のとなり

○兒の寐たるに無理に起して乳を附くへからず目覺むるを待てつくへし

○乳を附くるに乳を飲み得ぬ兒には甘劑を濃煎じ其汁にて朱砂の能く磨りたるを水飛し、其朱砂の極めて細末ものに眞蜂蜜を精なき様に密混せて乳頭に置いて飲ますへし乳口を忘れたるに効あるのみならず心を鎮め神を安ふし胎熱を散じ惡物を下し痘毒を免るへし又黃連、陳皮、朱砂を等分にして蜜にて練用ゆるもよし

○腹脹れ氣短くして乳を飲み得ぬ兒あり藥を用ゆへし又口中を見るに舌下に油膜ありて舌を轉ぶと能はざるが爲めに乳を飲み得ぬものあり前の法の如く油膜を破り去る可し

○鼻塞り乳を飲むと能わざるハ南星を末とし姜汁にて練り懸門に貼るへし瘡毒ある人

の子は初生にして鼻塞るものなり大概育ちがたし早く療すへし

○乳母は能く譯ふへし精神爽健にして性情和悅最も無病なるものをよしとす、兒能く乳母に似るものなり容易にすへからずと司馬溫公も曰まへり

○乳汁ハ薄くして淡甘がよし漆器にしてばりて色の漆青色あるを良しとせ黄色なると「キラ」の深きたると、味の酸と、粘るを避くへし、濃乳は早く止り兒にも善からず、乳房間狭く中ぎし乳にて乳孔太く遠く走るを良とす、垂乳は味善からず、小ざし乳は末長からぬものあり、産して後未だ經水を見ざるものハ殊に良きものとせ

○乳母は平生の謹慎を以て第一の勤めとすへし、怒て乳飲すれば兒狂邪し酔て乳飲まされ兒狂癩し孕で乳飲ますれば兒疳瘦し又魅病し飽門して乳飲すれば兒熱喘し又嘔逆す房事して即ち乳飲ますれば兒必ず多病に爲る病勞の乳は兒異病を生し喘咳の乳は兒痰嗽之を要するに乳母たるものハ心志を安んじ慾心を絶つにあらすんば眞個の義務を盡せへからず

因に云ふ人に智愚正邪の別あるは教育の如何に因るへしと雖も抑も又父母交合し

て子を成すとき心の心意に關係ある甚だ多しと云へり假令ば父母子を成すに胸中
薬事の外は無一物なるときは善良なる子を生子に餘る苦勞あるか或の悪事を企望
るとき成したる子は必を不善なるが如し矧んや之を養育の乳母に於てをや注意すべ
きとにぞある

○乳母の飲食にて忌むべきものは
鶴、雁、鴨、雉、鷄、鰯、鯖、鮭、鱈、鱒、鯉、鱒、鯰、鯽、鯢、鯪、鰻、鱧、鱖、鱗、鱉、龜、蟹、魚、蝦、蟹、米、鰯、章魚、卵、鮮類、蔬

夏月の豆腐を忌み又冷水を謹むへし之を用ふれを其兒必す瀉育す、鯨鱒を食すへから
す之を食すれを其兒必す疥癬を、炙米炙豆を食すへからす之を食すれば其兒必を嘔吐
す、烟草は鬱を散じ志を和ぐ害あらず、煎茶を爲し用ふ可し

○乳を飲ませんとならば毎度少し絞り溢して後飲ます可し夏熱乳を去らすして其儘飲
ますれば兒嘔逆とあり冬冷乳を絞らばして其儘飲ますれば嗽び痢すとあり夏熱とき
乳母沐浴して其儘乳飲ましむへからを暫時揉み柔らげ絞り溢して後飲すへし否らざれば

は胃毒となり赤白痢を生ず、乳頻りに響き張り猛かに進しるとき少し絞りて飲ます
へし猛りに進しるの乳は胃を破る

○夜間兒に乳するときは乳母起坐るへし若し起坐るに不都合の事あらば乳房と兒の頭
と平均なる様枕さすへし假令は乳母臂を枕として兒に乳を附くれれば乳房に齶く平なる
へし、兒の枕乳房より底きとき見墮るの患あり注意すへし

○乳母寐いらんとせば乳頭を外して寐入るへし兒に咬へさせて寐入るときは見太飽て
嘔吐の憂のり、乳母寝入りたる息にて兒の顛門を吹可からす必ず鼻塞がるものなり、乳
頭にて兒の鼻口を塞さぐ可らず必ず變あらん

○貧家の兒は大概子守に背負しむるものなれを這の宜しからを兒の面を小守の脊に押
當て、眠るときは呼吸を止めて變を生ずるとあり又小守の脊に眠るを常とすれば鼻頭
を押すとも亦常あり小兒の膚肉は孱弱なるものゆへ常に押せば必ず低む貧家の子弟に
隆鼻の少なるの偶然にあらざるなり

○初生て大小便通ぜず腹脹れて絶んとするもの急に温湯にて大人の口を洗ひ清め兒

の前陰、後陰、脊心、胆中、臍下、両手の心、兩足の心を吸ふこと五七口紅赤色あるを度とす、氣通するるとき便自から通す初生て百日のうちは大便秘るきは佳兆あり

○初生て胎熱胎寒の証あり能くく意を用ひて療すへし若し色白く啼聲響かざるは胎怯なり早く療すへし

○初生て周身無皮紅肉あるに、頬白米の極細末を一日に三四度づ、遍身に塗るへし若し遍身に粟の如く水精の如く火瘡など、云ふもの出で、抓やぶり水流る、に、密陀僧を細末にして炒を捻りかけたるがよし若し或は陰囊縮まつて腹へ入ることあり取り上げの遅きより寒を受けて致す所あり、蛇床子を温かにして陰囊を温め延せば出へし硫黃、呉茱萸を細末して蒜に交臍下に塗るもよし若し或は臍帯の中に穢虫あるときは面色青くなりて啼叫ぶ臍帯を見て蟲類を拂ひ去るへし、臍帯を見るに容易にすへからず必ず帳内に於て冬日の爐火を置きて温煖にまへし臍帯を風にあてれば臍風となる脊骨も亦風に吹かきへからず脊骨へ風あたられば龜脊となる慎むべし

○初生は病多き中に禁風、撮口、臍風を重症とせ三種は類症なり禁風は眼閉ぢ口を「ッ

ク」み啼聲低く舌強く舌の上に肉集つて粟粒を載せたが如く乳を吸ふと能わす口に白泡を吐き大小便の變りたるとなく通き、撮口は面も目も黃赤色を帯び息あらく啼聲出でせ口を「ック」み乳を吸ふと能わす甚だしきときは白泡を吐き四肢冷ることあり、臍風は肚腹脹れ胞腫れ手足を伸べ啼て乳を飲ませ甚だしきときは風播を爲す、若しも臍の邊青黒の色を帯び或は臍より青筋ありて片腹へ向けて廻り又へ上心へ向けて筋立たるときは青筋の端并に臍の下に灸すべし杯古しは云へと醫者ある土地の醫者に示す方便利なるへし生下て臍堅きものは大概臍風を惹き出たす、撮口を兼ねるもの及び爪黒くなるもの多くは死す、此の三症は胎毒より起るものあり胎中にて熱に感じ又へ生下て臍を断るとき風濕に感じて此の病を引起す、上心脾を搏ば禁風とあり又撮口となる下脾腎に中れば臍風とある、右の三症は口中齒齦の上に白點粟米の如きものあり急に青き布を指に巻き湯に濕し拭ひ去るべし此の三症は急に治すべきものなれども延々よして二十に一生を得がたし注意せべし

○初生て直に桑の木の生汁を取りて時々口中に塗るべし口舌の病を免る或は百の口中

中に白點を生ずるものあり拭へば又口角に涎水流れ日夜啼哭んで乳飲ず是を驚口瘡と云ひ俗に「白シメイ」と云ふは此の事なり黃連、甘草を等分に濃煎し湯にして絹にひたし指に巻き口中を拭へば自ら治るなり

○初生て三五日は頭を立て、起すこと勿れ驚癇す

○臍帶落ちざる間の初湯の後、浴すべからず或る一部の人種は初生て浴せず舊綿を用ひておひ置くと云へども初湯を遣わざれば穢汁目に入りて目た、れ或ハ遍身に疥癬を生じて皮膚光澤を失ふ上の方法にて浴すべし其後の臍帶の収りて後浴すべし

○臍帶は冬は早く落ち夏は遅く落つるを以て通例と爲し一臍を終つて治まるを吉とす、落ちたる痕へ牡蠣を焼き極末にして百脚霜を磨り交せ附くるをよしとす、一方に龍骨、青丹各々一錢と枯礬五錢摩香少許を末にして是を敷くもよしとあれど此は些と出すざる藥あれば前の方なり、我國の俗法に摩香のみを附くるは理にあらす

○臍帶落ちたる痕に味噌をしき兒の啼聲出るや灸して右の藥を附く、臍帶の痕に灸すれば臍口より風濕を引かず一生無病ありと古書に在れども信すべからず

○灸治は生下て百日の間無病のものにハ心を思むべし灸して若し發熱し爲めに大小便秘結て通ぜざるものは大概救ふ可らず或る地方に於ては誕生後三日頭上に灸するものあれども大なる過ちなり

○臍帶落て後三四日過ぎて初て浴すべし臍に香油を塗り水の浸まぬ様注意すべし

○胎髪を剃るに日を卜するは舊弊のみ取るに足らず生下て滿月(三十日)の後初めて産所を出で胎髪は三十日めに剃てよし即ち宮參りの前日なり但し春夏は胎髪を早く剃りたるがよし、遅きときハ目たぐる、ものなり見合すべし、胎髪剃りたる痕へ杏仁三粒薄青葉六枚を同じく磨り胡麻の油にて練少し濃紅を點し磨り交へて頭上に塗る可し風邪を引かぬ法なり頭上の髪を丸く残したるがよし唐子の畫を見るべし、中華にては三五歳までも此の髪を残す若し剃り落すときハ頭上の所を綿帛にて覆ふべし直に風に吹かするとを思む但し滿頭に綿帛を厚く覆わらず春夏は特に頭上を覆ひ足を包むことを禁す

○暖所にて毎日口の中を見るべし齒根腫、アギトに乳汁の滯はりあらば青塗染の布を

清湯或ハ煎茶に浸し指に巻き口中を洗ふ可し若し又上齶下齶に白泡あらば松の牙枝にて突去るべし此の法四五歳まで用てよし、舌の病は小兒に殊に多し心脾の熱舌根を責めて舌の下より一物を生じ形の舌に似たるを重舌といふ類及び上齶につくを重齶と云ふ又肺齶と云ふ牙齶に附くを重齶と云ふ又肺齶と云ふ木舌とは其舌腫て口中に満ち強く堅く縮むものなり能々洗わば此の如き病を免る注意す可し

○躰骨定らぬうちに座らしむべからず必ず龜脊を爲る漫りに抱き抱へすべからず席上に寝し置べし、常に側臥すへし仰臥しむれば瘡病を起すと云へり側臥も偏ひて寝かすべからず左へも右へも寝直さしむべし

○天氣和暖なる日は抱き出て風日に當つべし氣強く血盛んなれば能く風寒に堪ふべきなり頭天を直ちに風に吹かすべからず時によりては地上に座せしむるもよし

○啼度ごとに乳を飲ますべからず小兒は啼より外とはなし故に飢るにあらざるも啼聲を發するとあり時々仰臥或は伏臥しめて自ら手足を屈伸せしめて乳をつくべし乳は他さしむべからず泣聲止まざるうちに乳を飽さしむれば癖疾を醸す慎むべし

○臍帶の附口より水濕入り風感じて臍腫れ多啼して乳を飲み得ぬには黃白釜下墨髮灰を等分にして腫たる臍に塗り附くべし又臍中より汁出で、痛に堪へぬ時は燒かへしの明礬を粉にして塗るべし臍堅く光り腫て水泡の如くなるにハ大黃牡蠣の燒變し各々五分と朴硝一分を粉にしたるを田螺の汁にて調へて臍の上に敷けば其水小便より下て消散なり又多年の「ニシカラ」燒を末と爲して捻りかけ或は當歸の末に「グフ」の土を等分にして塗り或は蜜陀僧具母桑螵蛸を等分にして末と爲して捻りかく右の外治の藥にて臍の汁乾かざるものは中に濕熱、血熱あり内藥を用ふべし大概臍の濕瘡は臍の帶を斷るとき風濕に感ずる症ならねば尿の染たる下衣を其儘着せ置き此の如くなるものなり尿線を早く取換ゆべし、

○衣服甚だ厚くすべからず初生の小兒鼻ひるは四關九竅へ氣が流通する故なり之を風寒と云ひ衣服を甚だ厚くするが故に遍身黃色を帶ぶるなり或ハ熱するが爲めに熱より風を生じて驚搐を萌すことあるなり慎しむべし大凡衣服は舊帛舊綿を用ふべし富貴の家と雖も新製の綾羅錦繡を用ふべからず老年高德無病の人の舊裾舊袴を用て衣紗と

すべし若し富貴の家にて舊物を用ふるに不都合なるときは新絹地湖きものを熱湯にて三四次す、ざ洗ひ熱毒を去りて用ふべし衣服の厚きに過ぐるは風邪を犯しやすし且皮膚血脈脆くして小瘡多く出るものなり富貴の家に風痰、驚風、搐搦の病多きハ綿衣の厚きに因るなり

○衣服ハ夏は暑氣に曝したるを其ま、用ふべからず冬は火にて焙り暖めて見に着すべからず必ず「ハシリクサ」を生ず冬月の冬服は大人の懷中に暖めて着すべし又月の下或ハ暗夜に晒すべからず惡鳥の觸れ犯すことを知らざれば疥癩或は無辜疔など云ふ病を惹起すことあり又露天に晒したるものハ醋炭の氣に薰すべし

○月足らずして誕生したる兒は胎中の日數満つるまでは暗室に於て養育すべし窓前或ハ燈火に臥さしむ可らず戸を閉ぢ窓を塞ぎ撫育て日數満ち既に成長の兆あらば漸々明き處へ出すべし然すれば月足らずの兒なりとて強ち育ぬといふとなし

○父母に楊梅瘡の遺毒ある人の兒は胎湯に濁醋五合黃蠟二合を湯に沸かし濁渾としたる所にて浴せしむ可し

○痘疹玉體に云へり痘は人ごとにせずといふとなし鶴の頂を發し蟹の壳を脱し虎の爪を轉ずるごとく然らざれば各々其生を遂ぐると能わず人も亦痘出でざるるときハ胎毒洩瀉こと能わず但し其間に稟毒少なきものは或ハ稀鮮して一二顆五七顆若くは瘡疥の中に雜出で四肢に呈見して自ら知覺どころある可し故に其人毫蓋するまで痘を患へずとも云へり是ハ毒少なくして自ら知覺ざるものなれば此の事理あり然れども明治の今日に至りては天然痘を待たずして種痘の便にして且利なるものあれば種痘の年齢來らば猶豫せず其手續を爲すべし

○兒三歳までの脈位定まらず故に醫師は搏指を以て三部を一指に診て虎口の三關の紋に因て病か否を知るべし虎口の名は皇甫謐の甲乙經に初て出で三關を以て病を分つとは冠衝美力、全幼心鑑に詳かなり是れ即ち靈樞五色篇の意を本として腸胃の氣を察知したるものなり吳昆張介賓が之を非難したるハ偏なり三歳以上ハ脈位定まり九候漸く調ふ此の如き病あらば脈を切にして病情を察すべし五六歳の兒は少陽の質なり無病なれども度數定まらず乍は數乍は疏乍は大、乍は小なるものなり睡裏に此脈よく

現わる度數定まらずとも脈體和緩なれば平脈として成長の佳兆と爲すべし難經七難に少陽の至る乍大、乍小、乍短、乍長と云へり此事素問平人氣象論に少陽の脈の至る乍數、乍疎、乍短、乍長といへるを扁鵲取れり少陽の時とは脈要精微論には冬至四十五日、陽氣少しく上り陰氣微しく下るといふの時張仲景の金匱要略に少陽の時陽始めて生じ天溫和を得ると云ひ叔和脈經に正月二月の時分なりと云へり此のとき三陽猶三陰に抑へられ寒暖定まらず是れ則ち萬物生長する時の氣象なり兒の氣血、日夜成長するゆへ少陽の王脈を見して然るなり俗醫の此の意をしらずして漫りに藥して生を害す然れども宋より今に至るまで此の事を論ずる書を見ず有れども予の淺學なる未だ之を見ざる歎抑も古人も論じ此に及ばざりしか然れども癖ある兒及び痰ある兒は食滯に依り疫熱に中り又は元氣虛脱の日此の脈を顯すことあり脈狀を以て正邪を分つべし柱に膠すべからず

○周歲のうち家人馬に乗りて馬の汗氣を兒に觸れしむべからず馬の息の氣尤も思むべし衣服穢暴の氣に染みて未だ盥洗衣を易へざるに兒を抱く可からず、白衣の人を多く

見す可らず、鬼面を見そべからず、其他凡そ異容の跡にて兒の神經を驚かすべきものを見すべからず、夫れ兒は神氣脆く躰弱かにして外氣に觸れ易し故に異戸別房に連れ往き又ハ外人來りて氣に逆ふときは夜中物に驚き睡中に啼哭ことあり或は口に沫を吐き面色變易、喘急腹痛、反側し、痙瘓して驚癇に似たり是れ一類の病なり此の症に急に酢を炭火に澆ぎて居所を薰し先づ蘇香丸を用ひて其後藥を用ゆべし

○夜中啼は數様あり面紅く涙多く燈なきときは啼聲稍止まり燈を見て愈啼ハ是心熱なり、夜は非常に啼て天明に至り忽ち止み面は青白く大便も青白なるは宿冷なり目に物を見るが如く睡中に驚愕或は脾胃虛し吐瀉の食、少なくして夜啼するあり心血少なくして夜啼するあり、乳母乳乏しくして夜啼するあり口舌に病あつて乳を吸ふとならず夜啼するあり能々注意をべし

○小兒病なふして卒に死するものは葱白を探りて穀道及び兩の鼻孔に入るれば氣通じて甦るとあり試むべし

○天雷の時兒の兩耳を塞ぎ置き平生耳なれたる小聲を爲して雷聲を乱すべし電光を見

すべからず

○小兒嬉遊するとき戯に乗じて高聲高笑を爲して驚す可らず、お怪が出た狼が来た等の類是なり

○大樹の下に坐しむることなかれ疾風兒を破る、大石の上に坐らしむることなかれ石坐は刺を生ず

○汗出るとき兒の全身を扇にてあをぐ可らず極熱の時は手の心をあをぐときは全身渾て涼しきものなりと濟世仁術に見へたり

○小兒を風呂、水風呂に入るべからず火氣蓄外て往々にして丹毒に中るとあり慎むべし冬浴せしむるときは鹽に席を巻いて纏にてく、り其席に熱湯を灑かけて浴せしむべし夏の神葉を少し湯の中へ入て浴せしむべし或は「クヌギ」の枝を釜中に入れて湯を沸し浴せしむれば皮膚光澤を生ずべし但し頻々洗浴して外風濕に感ずるときは内瀝の胎毒輩出て丹毒赤遊など生ずるものなり總て冬春二季の頻々洗浴をせべからず又熱き湯に入るべからず湯の冷めなるがよし

○沐浴のとき耳中へ水入るときは停耳となる浴せしむるときは先づ指にて耳中を濕すべし浴し終て頭を横にして双方ともに水濕を取るべし

○頭瘡は外敷薬を用ひて若し瘡毒内に入れば甚た悪し、殊に耳上の邊腦戸の邊には極て輕き薬にて用ゆべからず必ず欲薬を用ゆべし

○凡そ小兒は脊を冷す可らず暖にすべし惣て脊は氣少なく風寒く犯し易し躰骨定まらぬうちに脊骨を風吹くときは龜脊となる注意すべし

○兒の寝に就くとき手掌を衣裳の裏より入れて脊を叩くべからず

○小兒に酸味を與へ食せしむれば智慧を損す若味を強て多く食すれば誠意を失なふ

○兒食るとき父母口移し食を喰すべからず父母に病あるときハ傳染するの憂ひあり

○兒に瓢箪徳利様のものより直に水を飲しむ可らず吃語になると云へり

○見るうちに顔色の變る病の多くは弄色といふ若し黒色を帶るハ痛なり油断すべからず

○乳母咳たる後に其儘乳を飲んべからず見必ず痰嗽を暫らく嗽氣を鎮めて乳すべし

○乳母浴後して身の乾かぬ時或は汗いでたるとき兒を抱くべからず兒に疥癬を生ず

○手養の兒父母交合の間兒を側に寝かし其音に驚ひて寤れば母氣乱れて未だ定まらざるに乳を飲ましめ兒に百疾を起すの憂ひあれば戒むべしと千金方に見へたり

○兒五六歳までも母の乳を離さざるには晝眉膏を兒の睡裏に兩眉に塗れば醒て乳を素めずといふ

○小兒の頭に出来る兜瘡は皆な是れ胎毒なり人身胎内に兒の出来るは先づ脊髓を生じ其後頭から鼻素出来て脊骨かたまる兩精合生するに其清の清たる處が氣となり濁たる處が形となる而して其濁たる惡氣が胎毒となる是を駁氣といふ譬ば艸木などの生ずるとき首に孛甲を頂きて生ず其首にゐるものは即ち駁氣なり駁氣離れて下る是れ小兒の胎毒なり胎毒は背骨を傳ふて頭に至る小兒の兜瘡といふものは皆な是の胎毒なり又痘瘡といふもの内腎に残りたる濁氣が後氣に觸れて發するなり腎に止まりたる駁氣外出で、最早腎には歸らぬ月どに痘瘡の腎に邪氣を受けすと云へり其下に隠す處の惡

なれども其氣に觸れて一身の血發するなり發する氣惡氣なれば少しも猶豫せず發して取らざるべからず若し發したる邪にして再び腎に飯れば痘黒くなりて死するなり慎むべし

○聞人規の説に嬰兒は畢竟純陽のものなれば未だ痘瘡せざるうちは陽を扶る物を食せしむべからず天氣噴熱ときは疎利すべし疎利との轉下するの意にあらず、疎とは熱氣を疎敬ひ利との九竅を滑利して壅過しめざるの以なり假令は食には淡味を用ひ服に重厚を用もべからずといふ事あり

○痘瘡は上古はあらず唐には東漢の建武年間に虜の地より中國に初めて傳わり盛んに蔓延しは唐の高宗永徽四年より以來なり我國に於ては聖武天皇天平七年の春虜の地より傳染來る故に虜瘡といふ能く變化ゆへに聖瘡と云ひ百歲のうち一度あらでは煩わぬゆへに百歲瘡と云ひ天行の疫病あれば天瘡と云ひ瘡の跡豌豆と相似たるを以て豌豆病といふ我國の史乘にも豌豆瘡と載せたり

○痘の穢氣を嫌ふことは樹の肉柱を嫌ひ雌黃の胡粉を嫌ひ蜜柑の鹽脯を嫌ふと同一

容易にきべからず

○濟世仁術に兒を抱ては熱湯の邊、熱羹の邊、凡て大桶大釜の邊へ立寄る可らずと云へり保傳たるもの心得べきことなり

○兒を養育ふには餘り鄭重に爲すべからず鄭重に過ぐるときは却て其子軟弱の憂ひあり昔者家康公は公達の傳には必らず重き人を遣わす歩士の類のみを遣へり曰く兒に傳たるもの祿重きものは撫育重くして却て兒の爲めに宜しからず故に筋骨堅まらずと實にや公達幼穉にして筋骨逞ましく三遠の間を遊獵したるときに如き馬より落ち水に溺るゝの危難ありたるの後世人の驚ろく所なりき二百六十餘年前の家康公にして猶且つ此の卓見あり明治の人豈に鑑ずして可ならんや又曰く幼少より才發のものゝ大概善からず所謂三年経てハ三歳になるとて其年相當の智慧あるものを善とせと此の言亦一理あるものゝ如し

○論語に立於禮と云ふ語を朱子禮記の語を引て可三以テ固三人ノ肌膚會筋骸之束と註せり此の意は人天より生を稟たるときハ陸に生れつきて肌膚筋骸も亦正しきものなり

然るに之を起居をもがめて不正爲すゆへ禮を以て其天生の陸のよふに固め束ぬるのなり陳選小學句讀にも此の意を探れり是を以て見れば小兒には癖の附かぬ様養育るを以て保傳たるものゝ任とすべし筆道家の説にハ小傳に字を習はしむるには六七歳より十歳迄は疊の上に無脚机、十歳よりは二寸の脚、成童よりハ四五寸脚の机を用ゆ正坐しめ、形骸を枉げず字形にも關わす手の癖のつかぬ様に習わすべし近來は小兒と大人と同じく八寸脚の細字机を用ゆ故に字形沈みて終年變じがたしと云へり之を要するに小兒には百般の事荷くも癖をつくべからず癖とハ即ち習慣なるものにして所謂第二の天性なれば惡しき癖をつくれれば其癖は即ち天性と爲るものゆへ世の父母たるもの注意すべきことなり

○晝間の眠臥時を過せば撫り起して目を覺さしむべし久眠ハ驚を生ず

○兒の機嫌のよきまゝに戯謔を爲し過して兒の心を失ふることあり這は甚だ惡し、假令ば蟲にあらざる物を指して蟲と云て驚愕しめ或は脇助を指齧て強て笑わしめ或は起習ひの兒を手を放して歩しめ或ハ四五歳の兒嫌ふを無理に櫛り或は猿犬を引て驚

しむる等是あり

○見若し食傷せば其食物平生の物たりとも重ねて喫すべからず一度中りたるものは又中ることあり

○見の保傳たるもの及び近習に居るものは楊梅瘡の遺毒あるものを禁絶べし遺毒者の坐席の冷ぬうちに坐れば瘡毒に染ることあり慎むべし

○見に哺むには四ヶ月五ヶ月までの乳計を飲しむべし葛雅川の云へるには見生下て他薬を用ふべからず三日めに飯を煮熟し磨て乳の如くして見に飲しめ精神を助くと又孫思邈并に巢元方の諸賢も亦此の説に依れり古法には三歳までは乳計りを用ひて三歳の後初めて稀粥を與へ五歳以上に至て腥を食せしむ是れ見によつて審かに虚實を考へて中程を採るべし予按ずるに常見は六ヶ月の後稀粥を與へて腸胃を導くべし何となれば齒已に生ずれば哺ふべき天然なり俗に之を乳柱と云ふ然れども乳を與へたる上に食を與ふべからず食を與へたる上に乳を與ふべからず乳を食と一時に混用ふれば癖を生ず或人の曰く小兒には傷乳ありし乳は満ちて溢るゝも害なし唯食と相混するるときは

乳消化せず遂に結ばりて痰となり又癖と爲る是れ傷乳とも云ひ又傷食ともいふ

○乳呑兒も咽の渴くことあり見はからふて素湯を飲ますべし渴きの變じて熱を生ずるとあり意を用ふべし

○食物の最も注意すべし露天に晒らし暖房の物を食は嚴禁すべし

○小兒の病は驚風を第一とす慢の三症あり俄に起るを云ふ十に八九までは治るべし慢とは漸々に衰へ起るを云ふ十に九は治るべし慢驚極まつて慢脾となる十に十まで治らず大人の中風なるものと同病なり府に中るものは治るべし藏に中るものは治らず慢驚の証病後に在ると云へば吐瀉の後多く發するものなり

○癖は俗に「カマカイ」といふ兩脇に片寄あるものなり癖の字の意なり中行に滯はるを痞といふ錢中陽の説なり癖に數種あり生下や早やあるを胎痞といふ、大概は中脘より下り章門の左右にあるものなり是れ胎毒なり生下て胎糞未だ盡ざるうちに早く乳を飲まするか、或ハ飲ませるがうへに飲まするか、又ハ乳母六淫七情の煩わし乳を用ひて兒の腸胃に滯らするを乳癖といふ又食と乳と一時に用ふるか又は肴肉の類子の類

を用ひて僻積を食癖といふ是れ皆な中腕の左右或は不容承滿の邊に在るなり若し癖疾
上に上れば癩にも似驚風にもあり疔症にもなることあり癖のある兒は食事に能々念を
入れ時々大人の指を以て腸を撫でさする可し

○疔疾の起因は大概乳母血氣調わざるが爲め或は乳細くして數々飲食せしめ甘肥度に
過ぎて吐瀉、咳痰止まざるが爲めなり注意すべし

○世間痘疹流行するとき灸すべからず灸熱より痘疹を感染ことわり

○痘を免る、の法方は多しと雖ども凡そ鄉隣流行のときは飲食を節し起居を謹しめ
衣服を加減して其氣を避べし凡て痘毒の出るゝ多くは食傷の後にあり第一食事を謹む
こと專一とすべし痘毒は父母の精血相交るとき既に毒穢のもの其間に在つて右腎の
中に伏藏る觸るとある時は發し觸るゝとあるときは發せず故に其發するに遲速あり發
するときの一身の氣血を引て一身に出づ發せざるるときは形も氣も眠亡りて見るべきも
のなし癢せざる先の火の如し故に此の時解釋の藥を用ふるも効なきなり此を以て豫じ
め藥を服して無過を擊べからずと攝久吾は論せり

○痘疹の家初氣より平復に至るまでは父母房事を慎むべし

ワキがある人、淫腋の氣、勞汗の氣、溝横水道厠臭、女人經行の氣、硫黃
を燒氣、頭髮を燒氣、油燈を滅き氣、芝燒煙り、魚骨を燒く氣、葱蒜にん
にくの氣、油揚の氣、酒醉臭ものを食ひたる人、麻香の氣、香袋の香、並
に燒物、側にて人叱り怒ると、側にて髪結ひ櫛ると、側にて高話すると、側
にて飲食歌樂をすること、側にて痛き所を抓くと、

右は痘家の禁忌なり

○兒の啼くとき病にもあらざるに藥を飲ませる親あり這は善からず病あるとき藥の効
なきのみならん生氣を害するとあり腸胃を藥汁に慣れしむべからず無病に藥を服する
とさへ其害壁裏に鼠を入れる、が如し只だ飲食を以て調養べし藥平和と雖ども飲食の平
和に如かずと本草の序例に云へり

大凡生下て七日を朧といふ一朧にして一魄生ず、七朧にして七魄全し襦褌より一歲
までハ牙兒といふ二歳を嬰兒といふ、周歲までは生氣猶盛んにして弱質も能く育つ

周歲の後母氣漸く遠かり筋骨未だ慥ならず特署にハ氣を傷り熱ハ血を優る、故に二三歳の夏を大事の時とす若し乳哺將息を失し吐瀉の病起るときは慢驚、無陽の症と爲る慎むべし凡て子は三歳までの病は一旬因循すれば必ず驚風となり、三歳以外の疾病一月程苒すれば疳と爲る大人に比するに竹と笋の如し笋ハ風も折り易く虫も喰易し氣ハ壯あれども形は甚だ脆し、容易にするときは矢折す三歳を爛童と云ひ四歳を爛腥といふ五歳を孩兒と云ひ六歳を小兒と云ふ六歳以上をば内經の論じ及ばざる所にて東漢に及て張仲景の門人衛沈といふ人、小兒顧頤經を著す即ち小方脈科なり、十五歳を成童と云ふ十五歳までは小方脈を以て治すと聖惠方の説なり肝兒ハ精神また全く備へらず藏府未だ全く充滿せず形色も慥かならず脈理も定まらず虚し易く實し易く掌を返す間に變易る脈科と云へば疾痛してもの云とあたわす三部も未だ位せず九候も未だ分らず庸醫若し療治を失すれば毫髮千里、風馬牛も及ばず病家は能醫を擇ふべし醫はよく術を練るべし且つ夫れ兒は特に性命を保養するのみならず德義亦保養す可し故に父母心に誠に之を求めば常に其人事を盡す可し乳食慎まらず

んば病生じやすし節度なければ即ち德に進みがたし乳母を擇び保傳を擇まざるべからず飲食は生冷瓜果、糯餅濕麵油膩の類を多く與ふべからず古の諺に兒を惜ば食を惜むべしと實に格言と謂ふ可し少と雖ども一種を毎日與ふ可らず濃煎は濕痰を培ひ錫糖は胃火を生じ凡て甘肥は筋を弛め、骨を脆くし小兒に常に用ふれば幸に疾病せずと雖ども壯年にして筋骨強からず、古より高壽にして無病の人を見るに多くの少壯より少食にして淡薄なり魚鳥菜菓の性平温或は微寒にして毒なきものを用ふべし假令又性は善くとも乾硬のものは消化れがたし稠粘の物は泥滯しやすし、生冷は脾を破り燒灸は胃を涸る大抵、食物は性に善からず、質先脾胃を損なふ慎むべし、古の言にも兒は宜しく温を喫すとも寒を喫す可らず、寡を喫すとも多を喫す可らずと、千金方に新吸水を常に與へて益ありと云へり然りと雖ども實熱にして而赤く口中に瘡生じ易く並に腸中秘結するに與へてよし色白く瀉しやすき兒ハ特に夏月は伏陰腹にあれば冷飲は忌むべし酸鹹辛辣のもの常に宜しからず酸味は智慧を損ず、苦味ハ誠意を妨ぐ、禁絶をべし、美食は禁ずべからず扁鵲云へり其脾を損えらる

の其飲食を調ふれば其寒温に適すと、内經にも精足らざるものは之を養ふに味を以てすと云へり、皆が飲食を功用とす假令毎日補養の薬を服すと雖ども飲食せざる人は死す、能飲食する人の死せず是を、以て性命を保養するには飲食に如くはなし、美食は能く氣血を生じ、精を養ふ、若し又兒に甚だ小食せしむれば成長しがたく筋骨弱し兒に依りて時の中を執るべし又富貧の家暖衣重襲て日夜懷中に抱き風日を避けて出でざれば皮肉堅牢ならず其色白天にして陰地の草木の如く兒數歳までも行くと能わし天晴れ風輕き日には風日温暖の氣を取て陽氣を養ふべし行步舞蹈の筋骨を養ふ哥謠は腹中の氣を宜通じ脾胃を能く運行す此の如くすれば氣和し力長じて成長し易し其儀節も亦兒に依て教戒すべし十歳以内小學に入る、は制規と云へども若し功課を立て、苦に勵まし乃至枝哥を行へば兒必ず失心す教師たるもの注意すべし又文武の諸藝に甚だ精を苦しめ心を勞せしむべからず少小して精力爰に盡くせば長大になりて還つて暴棄の失あり進退の節、應對の儀も過節をべからず兒の正さに生長する勢を矯控く猶園圃の奇材異奔小樹より枝を垂れ葉を矯るが如く秀と雖ども

實らざると終に深山峻谷、大澤の材に及ざると遠し唯だ大散大慢して其志を薄せしむ可らず聰明を稱讚して其心を揚々と亢らしむべからず又遲鈍を誹毀して其心を快々と折く可らず常に誑べからず常に飾べからず十歳にして五臟始めて定まり血氣も已に通じ陽氣下にあり歩そると靜ならず、好んで走る是に於て手の舞足の踏を問々習はして十一以上漸やく教を加ふべしと經旨を發揮して孫思邈評々たり且夫人は十六にして精満つ古人曰く精未だ満たず精を漏るゝ後必ず名状しがたき病を生ずと云へり思ふにそれ今の世太平日久しく貴も賤も漸やく成童に及べば姻を畢ぶ後來其人幸にして隱虛勞極の病を免かる、ときは眩暈驚癇の心疾蜂起して家を破り生を墮す此れ父母の子を殺すか風俗の然らしむるか實に天を怨み人を尤むることを得ず、古聖禮を立て三十にして有實二十にして嫁を是れ徳義の成就を待つのみにあらず陰陽氣血成熟に至ると朱震亨論せり實に古人の我を欺かざると欽敬謹すべし世の師保たるもの此の意を會得して徳義教戒の基本とすべし于時明治十六年九月下浣安齋老人謹で講す

男女子供行儀仕附法

其身禮儀正しと雖ども若し其の心仁愛なければ人の人たる所行を爲さず又其心仁愛ありと雖ども其身禮儀正しからざれば人の人たる所行を全ふせず去れば禮儀と仁愛との猶は車の兩輪鳥の双翼のごとく決して其の一を偏廢すべからざるものあり支那の聖人孟子の言葉に一簞の食一豆の羹の之を得れば生き得ざれば則ち死するも噉爾として之を與ふれば行道の人も受けず蹴爾として之を與ふれば乞人も屑よしとせずと嗚呼噉爾として與へ蹴爾として與ふれば行道の人乞人も尙得且つ之を受けず況して常人に於てをや畜に之を受けざるのみならず却て其無禮を咎むべし夫れ仁慈を施として怨を來すは是れ何に由て然るか即ち其禮正しからざるに由て然るなり嗚呼行道の人及び乞人に食を與ふるも尙は且つその禮ありして常人に於ては其禮のなかるべからざるを知るべし而して人は生れながらにして行儀禮を知る者にあらず其の行儀を知らしめんには則ち之れに教へざるを得ず然らば之れに教況ふる如何して可ならんか新枝の撓め易く老木は撓め難し人幼なる時は教へ易く年を重さぬれば教へ難し否な教へ難きにはあら

ざれども年を重さぬれば必ず癖あり故に之れに教ゆるも容易に其教への方に向かざるなり是れ人行儀を教ゆるの幼なる時に限る所以なり且つ夫れ子供は猶ほ素絲のおとし早く之を善色に染めざれば則ち惡色に染まらん好しや惡色に染まざるも必ず幾分か手垢を附け以て他日善色に染むるの妨害を爲すめとは亦疑ふべからざるなり且つ又子供の時行儀を教ふるの父母たるもの、義務なり彼の禽獸善く其の子を養育す若し人にして唯だ其子に衣食を與ふるのみして之れに行儀を教ゆることなければ禽獸と何ぞ其れ擇ばんや故に人の父母たるもの、必ずや其子に行儀を教へざるべからざるなり然れども其の之れに教ゆるの法を知らざれば假令之れに教へんとするも亦教ゆること能はず是れ此書の必要なる所以なり是を以て余此書を著述するに當り聊か以て緒言と爲して世の父母たるものに向かつて其子に行儀を教ゆるの必要なるを知らしむ既に世の父母たるもの其子に行儀を教へざるべからざるを知らば余は是れより以下將に件々に就て其子供に行儀の法を説かんとす

○母は其子の良教師なり

父の其子の傍らに近く接するの一年何回ぞ之を數ふる容易なり母の其子を遠く離るの一年何回ぞ亦之を數ふる容易なり而してその之を數ふるに容易あるものはその數少なくして容易なるあり去れば父は其子を遠く離る、もの其常にして其子の傍らに近く接するものその變なり然るに母は全く一轉して其の子の傍らに近く接するものその常にしてその子を遠く離る、もの其の變なり故に子の行狀はその父に類するもの少なくして其の母に似るもの多し英國の修身家斯邁爾斯氏の言に曰く兒童は己れの傍らに圍繞し共に居る所の人の表様に自から似ること恰も虫の色その食ふ所の葉の色に似るが如しと去れば其子に行儀を教へんと欲せば乞ふ先づ母の行儀より修めざるべからず其子の行儀を正さんと欲せば固より父母言語様体を以て之れに其行儀法を教へざるべからずと雖ども其子に母の行狀を默習するもの殆んど其の半ばにあれば母の行儀を修むるものその子に行儀法を教ゆるの一法あり人の生れて數年間始終母の傍らに居り會て離れざるの恰も影の形ちに於けるが如し識らず知らず冥々の中に母の行狀に染るよとは亦明かなるの事實なり故に子供に行儀を習はするは母の行儀を修むるを以て第一

とするあり母の其子に教師たるの彼の學校の教師に優る遙かにその高度にあり是れ余が母はその子の良教師なりと云ふ所以なり嗚呼世の母たるものよ其子の行狀を正さんと欲せば必ず先づ己れが行儀を修めよ然れば未だ直接に一言語一様体を以て行儀法を教へざるも早既に其間接の默教を以て殆んど其半を教へたりと謂ふべし

○父の嚴を貴び母の寬を貴む

獨り砂糖のみにての到底好き料理を得ず又獨り醬油のみにては何如に易才の方法を以て之を料理するも決して八百善たること能はず故に好き料理をせんには必ずや甘辛相混煮せざるべからざるなり凡そ天下の事物皆な此の如し水火相反を鼎鑊その間にあり五味以て和を寒暑相反を二者以て年を爲す改進保守相反を兩黨軌轢して真理以て現る寬嚴相反を二者能く折衷し事物以て其宜しきに赴く宋の蘇東坡と云へる人の言に曰く立法は嚴を貴び人を責むるは寬を貴むと余も亦將に云へんとす父の嚴を貴び母の寬を貴ひと夫れ父母共に嚴あれば其子必ず卑屈に流れ俗に所謂いじけて役に立たぬものとならん去りて父母共に寬ければ其子必ず我儘増長し終に制すべからざるに至り行儀

を仕附くるも之を守らす俗に所謂やんだんじとならざるを得ざるなり去れば冥と嚴と
二ツの者を以て行儀を仕附けざれば到底その子の行儀を正すこと能はず然れども一身
前後寛嚴を異にせむその子終に之を信ぜず故に嚴なるものは父の役目として寛なるも
の母の職分とし以てその子に行儀を仕附くれば必き其子は能くその行儀を習ふべき
こと亦疑ひなし去れど食物の一點に至ては父も亦寛を貴み成るべくその子の好むも
のを十分に與ふべし然らざれば假令何程行儀を仕附け家内にありて正しきが如きも一
旦他家に行く時は必ず其仕附たる行儀を破り以て食を乞ふに至るべきこと吾人の常に
實見する所なり是れ管子の所謂衣食足て始めて禮節を知ると云ふものなり故に食物の
一點に至ては父も亦寛を貴むなり去りて過食の身の大不養生にして子供は動も
まれば過食に流れ易きものなれば父母共に之を節制するは亦頗る肝要なることなり父
母既に本篇に示す所の心得あり以て始めて其子に行儀を教ふべし

○行儀仕附法の初歩

抑も行儀仕附法の初歩の何と爲すか生れて萬一年間は唯だそれ泣くと笑ふを知るのみ

にしてその他敢て知るものなし此時に當て行儀法を説くも恰も石地蔵に説法にて毫も
感動することなしその満一年を踰ゆれば長他事を辨ずるに至るなり故に是れまで世間
の通法には此時に當てや拍手くく以手壓口廻手くく究指頭上打々の三事を教ふ小兒亦
能く之を習ふ是れ何等の所以に出でたるか得て知るべからず尤も彼の落語家の如きハ
是れに深意ありとて喋々之を辨すれども畢竟牽強附會の説たるを免れず去れば拍手
くく以手壓口云々の法ハ實につまらぬものゝ如しと雖も一歩を進めて深く之を考ふ
れば決してそのつまらぬものにあらず實に行儀仕附法の初歩として可なるものなり何
ぞや大人の職業を學ぶに於てすら尙や且つ之れが手做しと云ふものあり況してや東西
も知らぬ小兒よ於ては之れが手做しのあらざるべからざることを知るべし見よや衣服
仕立屋の如き之を學ばんには先づ手做しの續縫と唱ひ空針を無暗に遣ひその手の做る
ゝを待て始めて衣服の縫ひに着手とるにあらずや故に衣服の仕立を學ぶものは假令馬
鹿毛たりともその手做しの續縫を習ふを常法初歩とせざれば子供に行儀を教ゆるに先
だちて拍手くく以手壓口云々の手做しを以て之れに教ゆるは實に順序を得たる良法と

謂ふべし此時にありて四角四面ある行儀を教ゆるも面白味をければ小兒の之を覺えず然るに彼の拍手く、以手壓口云々の如きは小兒にありては實に面白きものなれば勞せずして之を學ばしむることを得べし是れ余が拍手く、以手壓口云々を以て行儀法の初歩と爲す所以あり然れど習慣の第二の天性となるものなれど習慣こそ大切なるものなり故に馬鹿毛たることを第二の天性たらしむるは實に宜しからざることなれば一たび他事を覺ゆるに至れば斷然平常行ふ所の行儀法を仕附けて之を習慣となし以て第二の天性たらしめざるべからざるなり

〇二三歳の小兒の行儀仕附法

既に拍手く、以手壓口も出來き年齢も漸く二三歳となり稍々他事を覺えることを得るに至れば、今日頭の拜を習はせ人の來る毎に必ず之を命じて其の頭拜を致さしめば遂に習ひ性とあり數周間の後には之を命ぜずして小兒自ら之を爲すに至るべし此時に當てや修身に關する格言諺語を教へ間がな隙がな之を習はしめば遂に小兒自ら暗誦するに至るべし而して當時の善となく惡となく文となく野となく何でも漢でも人の

教ゆることを覺ゆるの時にして且つ此時に覺えたるもの、後ちの基礎となるものなれば務めて注意して善言正行を教へざるべからず而して此時に於ては他人戯れに之れに馬鹿毛たる言行を教ゆることあるものなれば能く氣を附けて斯るものありし時は成るべく可くその人の傍らに近づかしめざる様にせし然らざればその馬鹿毛たる言行を能く覺ゆる容易に消せざるべし故に此の如き人の傍らに近づけざること亦大切なり又此時にはお父様お母様お兄さんお姉さん等奇麗なる稱呼を習はしむべし決して父お母兄姉やん等野卑なる言葉を遣はしむること勿れ若し此時に斯る言葉を遣はしめば成長の後ちその野卑ある言葉あることを自ら知るも今更ら改むる譯にも行かす殆んど困却することわり高貴なる人の來訪するの節已れの目上の人を呼ばんとするも父お母の言葉にては氣まり惡しく之を呼ぶ譯にも參らず坐して事の濟むものも立て其父母の所に到て其の言ふべきことを言はざるを得ざるの不便あり又其父お母と呼ぶの氣まり惡しきより一種變様なるチイの呼法を以て父母若しくは兄弟を呼ぶものあるは世間珍らしからぬ話しあり然るに世の母たるものにその小兒が舌の廻らざるより奇妙ある稱呼を以て

父を呼ぶことあれば之を改むるに務めずして却てその小兒の唱ふる奇妙の稱呼に従ひ以てその夫を旦那と稱しあなたと呼びお前さんと唱ひ又ハ其實名を云ひしものを一變してその小兒と同じき快呼にて呼ひ終身其言葉を以てその夫を呼ぶものあるは實に怪訝なることあり嗚呼此の如くなれば到底其子の行儀を正すこと能はざるあり故に其小兒は舌の廻はらぬより何と云ふともそれには構はず正しく之を唱ひ常に其快呼を改めんことを務むれば必ず期月には遂にその正しき稱呼に移らんこと亦明かなり豈にそれ世の母たるもの注意せざるべけんや

○小學校に通ふ頃の行儀仕附法

子供漸く年を重ねて六七歳となり小學校に通ふ頃になれば朝父母の起きると共に起し目上の者の前に手をつきて「お早う御座りまする」との挨拶をなとしめ朝飯の支度出来るまでの昨日學校にて教授を受けし學科の温習をなさしむべしその朝飯済んで學校に行く時は父母の前に膝まつき以て「學校へいつて参りまする」と言はしめ又その歸りし時は「唯今歸りました」と言はしむべし而して其學校に行く時は決して遊戯物を持ち行

かざる様常に之を戒しめ學校より歸りし後今日教授を受けし所を温習せしむべしその温習済まば夕刻まで遊びの時間に與へ夜間に至て前々學びし書籍一冊と算術及び習字の幾分を温習せしめ以て寐りに就かしむべし而して母姉又ハ下婢などの立働り勝手臺所などへ入りて徘徊するハ見苦しきものなれば斯る所へ成る可く近づくかざる様戒しむべし又他家に行て錢及び喰物を貰ひし節は必ず我家に歸りてその貰ひしことを父母に話をべしと常々言ひ付けべし

○食事に於てハ宜しく相馬將門に鑑みるべし

昔し我朝に相馬小次郎將門と言へる大逆賊あり下野に於て將に兵を起さんとするに當り同國の大族に田原藤太秀郷あるものあり往て之を見しに將門方に髪を梳つり鬢りを捉て出で之を款接し其れより食を命じて共食せしに折りしも將門の飯粒前に墜つ將門拾て之を食せしを秀郷は見てその輕卒卑劣にして與に爲すあるに足らざるを知れりと言ふ以て食事の行儀の亦以て忽せにすべからざるを知るべし乞ふ左に飲食程儀を記すべければ世の父母たるもの能く熟讀して以て其子に之を教ひよ

茶喫し様 茶碗を右の手に取り左の手を添へ呑み終りて臺の上に置くべし

菓子喫し様 懐中より紙を取り出し箸又は楊枝にて菓子をとり紙の上に載せ箸若し

くハ楊枝を納め左右の指先にて菓子を二つに割り左の方を紙の上に置き先づ右の手

に持ちたる方より食すべし

膳受け様 膳を居へる人上輩なれば両手を着きて禮をなし中輩なれば両手を膝の上ま

で下げて挨拶し常の通りの人なれば挨拶に及ばず

酒受け様 酌人我が前に来らば下座の者へ挨拶して右の手に盃を取り左の手を添へ

酒を受け呑み終りて盃を吸物の傍に置くべし

箸の取り様 右の手に箸を取り左の手をそと添へて持直し夫れより物を食すへし

但し箸を休むる時は箸の元の方を膳の右の縁にかけ置き食し終りて膳を撤する時の

縁へ掛けずして膳の内へ入れ置くあり

吸物吸ひ様 右の手に箸を取り左の手に碗を取り右の手を添へ先づ汁を吸ひ次に質

を食し又汁を吸ひ元の所に置くべし

飯の食ひ様 右の手に箸を持ちながら碗を押へ左の拇指を少し碗の縁に掛け餘の四指

にていと底の邊を持ち飯をば初めて二箸程二度目より三箸程づゝ食すへし

但し三の膳まで出しとき蓋の取り様は右の手にて蓋を取り左の手に移し膳の左の方

に仰むけて置くべし尤も左の方の物ハ左の手にて取り右の手を添へて取り直し下

置き右の方の物は右の手にて取るべし様体は前に同じ蓋を取るの順序は飯、汁、平、

二の汁、盃と心得へし

汁の吸ひ様 吸物に同じ

廻り物食ひ様 飯に汁再び飯に汁を食し次に平を食し亞ぎに鱈を食し次に二の汁

亞ぎに盃次に猪口亞に焼物と云ふ順に食すべし都て平より焼物に至り一巡食す

るまでは飯に汁を食する様にして後ち廻りの物を食すべし一巡終りて後ちハ心まか

せに何品なりとも食すべし然れども菜より直に菜へ移り食すべからず必ず飯を食し

次に廻りの物を食すべし

凡そ物を喰ふには慎むべきこと種々あれども今その最も忌むべき病を左に掲ぐ常に

心掛あるべきことなり

箸なまり 此は香物を喰はんか魚を喰はんかなどぐづぐづ〜彼是を見合するをいふ見
苦しきものなり慎むべし

移り箸 是ハ椀の物を喰ふて直に又皿の物へ移るを云ふ凡て菜は一種づゝ食ふものなり

にぎり箸 此の箸につきたる飯粒をかたへのも箸にておとすを云ふ

もぎぐひ 此の箸につきたる食物を口にてもぎ取りて喰ふを云ふ

豆の横箸 此は箸を横なぐりに持ち行きて豆をじふて喰ふを云ふ

出迎喰ひ 此は口の方より食物の方へ出迎に行くを言ふ實に見苦しき事なり慎むべし

箸なしぐひ 此は箸を持たざるに先だちて口を以て直ちに飯を喰ふを言ふ實に言苦
し

しぎの第一なり

ねぶり箸 此の箸を深く嘗るを言ふ

こみ箸 此は口中へ箸にて押し込むを言ふ

もち箸 此の裏物汁の實なご底にある物をこち起して喰ふを言ふ

さぐり箸 此は煮込又は汁の實等を半ば喰ひ終りて後ちまた何んぞあるやと探り見
るを言ふ

廻し箸 此は香物にて湯茶の中をくるく〜と廻すを言ふ

受け吸 此は汁の再進を通ひの者より受けて膳に置かず直ぐに吸ふを言ふ

またもり 此は飯を箸にて汁の中へ押し込みかためて喰ふを言ふ俗に所謂おぢやと言
ふもの即ち是れなり

膳ごし 此は膳の向ふよある物を取り上げもせず直ぐに喰ふを云ふ

食に就いて慎むべき箇條凡そ此の如し又食物を膳の上に喰ひこぼさべからざるは固よ
り汁も再乞ひ宜しけれども三乞も餘り見苦しき事なれば慎むべし世間そら箸と稱し一
度喰はんとして箸をつけながら喰はずして箸を引くは悪しきことありとされども若し
その物その人の性に適せざれば是は己むを得ざることなり然るを一度箸をつけたる物

は嫌ひなる物でも喰ひといふの輕重を知らざるものにて小禮を盡さんが爲めに身の大不養生を求むるものあり又世間喰ひ掛けたる物は満腹なるも尙且つ之を喰ひ盡くすべしといふの風俗われど是れ亦惡しきことあり尤も飯だけの半食して半を殘さぬ餘り見苦しきことなれど菜まで殘らず食ひといふに至ては禮過ぎて身の大不養生を買ふものと謂ふべきあり孟子曰く魚は我が欲する所あり熊掌も亦我が欲する所なり二つのも兼ねることを得べからざれば魚を捨て、熊掌を取らんものなり生も亦我が欲する所あり義も亦我が欲する所なり二つのもの兼ねることを得べからざれば生を捨て、義を取らんものありと去れば禮と命との禮重くして命輕きが如くあれども不禮に進爲の無禮と退爲の無禮との二種あり故にその進爲の無禮は不養生を冒しても之を避くべしと雖もその退爲の無禮は決して身の不養生を冒して之を避くるに及ばざるなり何となれば退爲の無禮は以て命より遙かに輕ければなり之を要するに進爲の無禮の命より重くして退爲の無禮の命より輕し然るに世人之を知らずして箸をつけたるものは満腹でも嫌ひでも何んでも蚊でも之を喰ひ盡くさねばならぬといふは實に愚なる話しなり又

我邦の風俗にて客が満腹ありといふも更らに聞き入れず惡強するは甚た惡しきことなり左りとして餘り淡泊にて強ひざるも亦不可なり故に三たびの言葉を返へして強るも尙且つ満腹なりと言へ其の言ふにまかせ其の強るを止めて膳を引くこそ實に善きことなり世の父母たるもの此旨以て其の子に教ふべし

○起居進退の法

起ち様 右の手を膝の上に置き左の手の指先を膝の脇に着け腰を立てながら足の爪先を立て右の膝を少しくわげ體を起つに隨て左の足を揃へて起つべし

歩み様 両手を膝の上に伸し學を張らず縮み肩を平らかにして腰を屈めず胸を出さず踵を地に付け靜かにすらくと歩むべし

座する様 右の足を少しく進めて跪つき左の膝を揃へ右の足の拇指にかさねて座し兩手を膝の上に置くべし

但し貴人の側近き所にては両手の掌中を稍や外へ向け膝の兩脇に指を着くべし拜する様 両手の指先を向へなし左右の拇指と人さし指とを以て三角形の穴を作りて

鼻を其の穴の中へ入れ鼻をも着け腰の高くならぬ様に背を平らかにして拜するなり
椅子よりたる人を拜する時は両手を膝頭まで下げて禮すべし又椅子に在りて人に
禮する時は椅子を離れ起ち稍や其の脇によりて前の如く拜禮すべし總て立禮は拜す
る時腰を屈むるも膝並びに擘の曲らざる様に注意すべし

起ち還り様 右の手を膝の上に置き左右の指先を膝の脇に着け腰をたて足を爪立て右
の膝を少しくわけ稍や右座の方に向ひて起ち下座へ廻りて還るなり
但し着座の模様によりて左へ披くべき時は右の反對と心得べし

人の前後を過る様 上輩へは下座の方の足より進みて跪つき両手の指先を着きて會釋
し下座の足より起ちて過ぐべし同輩へは両手を膝頭の上まで下げ會釋して過ぐべし
障子襖の開閉 障子襖を右へ開かんとせば右の方へよりて常の如く跪つき左の手にて
引手を取り少しく開き次ぎに右の手を敷居さへより三四寸ほど上の處に着け能き程
に開くべし夫れより起ちて敷居を越え右へ廻り障子襖のかたへ向ひて跪つき左の手
にて大かた閉ぢ盡すべし

但し左へ開く時の右の反對と心得べし

行逢の禮 上輩へは六七尺程前にて右へ斜に一足披き両手を膝頭まで下げ敬社を行な

ひ而して貴人吾が前を過ぎ去り玉ふて後ち右の足より進み去るべし同輩へは三尺程
隔て互に左の方へ斜により一禮し同時に進み去るべし

主客應接 上輩の邸第へ行く時は敷居の外にて常の如く跪づきて拜禮し主人となたへ
どのたまふ時起ちに敷居の内へ入り前の如く敬禮すべし還るときも亦前の如く拜禮
し上座へ披きて起ち敷居を出て又正面へ向ひ拜禮して起ち還るべし上輩來り給ふ時
は式臺まで出迎ひ夫れより案内し座敷の敷居の外にて跪づきあなたへと云ひて客を
座敷に入らしめ次ぎに亭主下座に着きて拜禮すべし還りたまふ時ハ主人先づ進み式
臺まで出で拜禮して別るべし尤も格別の人にあらざれば式臺の内にて送迎するも苦
しからず但し送迎の節障子襖の開閉ハ靜かにすべし

○言葉つき心得

諺どに同じことも云ひ様によりて角が立つとやらで言葉つきは實に肝要なるものなり

尤も言葉なるものは高からず低からず口早になく口重になく噪がしからぬ様に云ふべし殊に常に氣を付け嗜むべきことは賤しき詞つかひ俗の流行言葉等いひならへば人前にて風といふものなり假令人はいふことなりとも聞きにくき言葉はいひざる様に心掛べし亦人の嘸し半に我が話を咄出すこと甚だ失禮なり故に人の話しをバ篤と末まで聞き終りて我が話しを咄出すこと肝要なり

〇二三の心得

座にある物を踏越へるハ何によらず甚だ悪しきとなり通るべき道に物あらば跪づきて傍らへ直し通るべし草履下駄は固足に付くるものなれども人の物を踏付ると甚だ失禮なり慎まざるべからざるなり
圓き餅蒲餅其外總べて丸きものハ小口に二口づゝ食ふものなり一口に喰ひ切るときハ三日月の狀に齒形の殘る故に嫌ふなり

人に對して或は物を扱ふなどの時は恭敬の心を失はざる様に心掛ること肝要なり去れハとて餘り恭敬に過ぎて却て失禮にあること問々あるものなり譬へば人の家に行きたるときは我が座すべき所へ請せらるゝを頻りに辞退してなほらざる如き或は菓子など出し饗應せらるゝ時わるゝ時わるゝにえんりよして一つも喰はざる如き等の事は却て不敬なるのみならず徒らに主人のさげんを損ず其の他是等のことあまたあれば恭敬に過ぎてかへつて失禮に涉らぬ様にこゝろを用ひ可し

上輩の前へにて鼻汁のいぞんとするときは次ぎの間へたつてかむべし立たれざる場合なれば下座へ向かひすこしくかみてはなをぬぐひ置くべし同輩は下座へ向かひかむ可し都べて鼻をかむにはひくゝみじかくかむ可し高鼻をかむは失禮なり平生に斯くかみ習ふべし

剛より出づる時きの草履を向ふむきにして來たるべし是れ後ちに入るもの直ぐに履ける様にするが爲めなり

〇朱に交れば赤くなる

昔し支那に墨子と云へる聖人あり其の人素絲を染むるものを見て歎じて曰く蒼に染むればすなわち蒼とあり黄に染むれば即ち黄となる以て入るところのものは染むれば其

の色亦變を五たび入て以て五色となれり故へに染つゝしまざる可からざるなり獨り絲を染むるのみ然るにあらず國亦た染むるあり舜の許由伯陽に染まり禹は皋陶伯益に染まり湯は伊尹仲虺に染まり武王の太公望周公旦に染まれり云々夏の桀は羊辛岐腫戎に染まり殷の紂は崇侯惡來に染まり周の厲王は虢公長父榮夷終に染まり幽王は虢公鼓祭敦に染まれり云々と實つに然かり聖人孟軻いとけなき時其の家墓處にちかゝりし故へに河つねに墓間のこのみをしてあそびければ其の母心つきて此ところは子をそだつべきところにあらずとて市のかたはらにうつりたり軻又是れより商賈のものを商賈するかたちをして遊べり母亦此ところも子を育つべきところにあらずと思ひて學校のかたわらにうつりたるに軻乃ち俎豆を陳ね禮容をならふを以てあろびとせしかば此どころこそ子を育つべき處なりとて其のところに居りついに彼れが如き大學士となるふとを得たり世の父母たるもの宜しくかんがみざるべからざるなり嗚呼朱に交れば赤なるの道理なり故に若し友達にして悪しく其の行儀正しからざればたとへ父母如何はと其の子に行儀を仕附るをも決して益なし朝に内に其の行儀を直して夕に外にこれを

曲るに至るべし故に世の父母たるもの其の子に行儀を仕附ると同時に其の子の友達を擇ばざるべからざるなり既に其の友達にして善く其の行儀たゞしければ父母勞せずして其の子に行儀を仕附ることを得べきなり西人の言に曰く友の第二の我れなりと實に味あり且つ能くじつをつをうつしだしたるの妙言と謂ふべきなりゆへに父母の其の子をして善友を擇ばしめんことをつねに言ひ付くるはもとより其の子と同年ぐらいの子供にして行儀たゞしきものあらば菓子等を其の子に與へて我が家に近づけもつて我が子の友たらしめんことを務めざるべからざるなり

呼吸器之事

呼吸器は口鼻を初とし喉頭、氣管、氣管支、及び肺臟等の諸内臓より成り横隔膜助骨、脊椎、諸多の筋肉ありて呼吸の作用を補助す
(口鼻)は一部は味神經及臭神經を臟し内面の盡く粘膜(粘膜と絶へず粘液を分泌し常に滋潤ならしむるものにして身体内部空氣に觸るゝ面にあり)を以て被

はる是れ呼吸器の入門にして殊に鼻に鼻毛ありて呼吸器の門番の如き効用を有し外來毒物(塵埃の如きもの)を侵入を防ぐ

〔喉頭〕の咽頭及食道の前に位し甲狀軟骨、環狀軟骨、杯狀軟骨、破裂軟骨、會厭軟骨等の諸軟骨及筋肉韌帶等の集合より成り内面の口鼻を全く膜粘にて被はれ聲門帯と名る粘膜の一部ありて聲門を構成し以て音聲を發す

〔氣管〕の食道の前に位し上方の喉頭の下部(即ち環狀軟骨より以下)下方の氣管分岐部に至る迄の間を謂ふものにして氣管軟骨より構成し内面の粘膜を以て被はる是れ只空氣の通路に供する而已

〔氣管支〕の氣管分岐部より以下を謂ふものにして始り二枝或は三枝に分れ漸々分岐して愈々數多の小氣管支と爲り末端の漏斗形に終る内面の氣管と全く粘膜にて被はる〔肺臟〕の胸腔内左右兩側に位し中間に心臓より外面の肋膜を以て圍繞を肺の一の圓錐體となり而して其圓錐の底を肺底と云ふ尖端を肺尖と云ふ左右兩側相對する面の管氣支及び血管神經の出入する所にして肺門(又肺根)と云ふ肺の氣胞と名くる最小の食道血

合より成る而して此氣胞氣管支末梢に附着して蜂窩を形成す(蜂窩との恰も蜂の巢の如き故に名く)氣胞の内面の氣管支と全く粘膜を以て被はる氣胞の口徑二十分一乃至百分一應(應は我八分三厘六毛余)の小囊にして今氣管支及び氣胞の粘膜を一平面として算定すれば二万平方應を起ゆべ之「ミュンロ」氏之を人身体表面より廣き事三十倍なりと云へり

今氣管氣管支及氣胞の形狀關係を短簡に云へば氣管の一樹の幹にして氣管支の其大枝に比すべく氣管細枝の小枝及細梢にして氣胞の各梢頭に附着せる花蕾に比すべし即ち一樹木を倒せにせしものと比較すれば能く了解し得

〔横隔膜〕の胸腔と腹腔との間にある筋肉の厚膜にして周縁の脊椎胸骨、下肋軟骨に附着し上面に肺臟を載せ下面に肝臟、胃等の諸器を藏す
脊椎、胸骨、肋軟骨、諸多の筋肉と合して胸腔の前後左右兩側を形成す
呼吸器の身体より無用有害の空氣を輸出し新鮮有用の空氣を輸入し空氣の交換を營むの機關にして即ち吾人身体の一貿易場たり

空氣の酸素及窒素と名くる二元素の混合物にして微に水蒸氣及炭酸と含有す体外の空氣口鼻より竄入して喉頭、氣管、氣管支等を通過し氣胞に至る時は此部に於て身體の老廢分を含有せる靜脈血と相接し血液の中に於る炭酸(即ち身體の一老廢分)の大量は酸素と交換し酸素は血液の中に入りて靜脈血を變じて動脈血とならしむ(動脈血の身體を營養するも靜脈血は毫も營養の効あらす)而して炭酸は氣胞内の空氣中に排泄せられ呼氣によりて体外に驅逐せらる如斯呼吸器の粘膜は不斷空氣と觸るゝ部なれば空氣の寒暖によりて亦種々の疾病を惹起すべし

皮膚之事

人身の皮膚は柔軟にして彈力性を有し眞皮及び表皮と云へるもの、二枚を以て形成し身體表面を被覆して体内諸器を保護す又血管、神經氣孔、汗腺、皮脂腺、毛髮等を有し常に滋潤ならしむ今皮膚にある氣孔の總數を算定すれば大人に於て七百萬許にして又汗管(即ち汗を排泄する細小管)を延長すれば二十七英里に達すると云ふ
皮膚之吾人生活上亦最大緊要なるものにして呼吸器と全く新鮮の空氣を吸收して身體

を養ひ体内に無用有害の老廢分を盡く体外へ驅逐せらるの機能を有す此機能を皮膚呼吸と云ふ此によりて皮膚より排泄する諸物の毎日三十リ(凡そ二百四十リ計)なりと云へり故に今皮膚全面に蠟或ハ漆を厚く塗れば其人二日間を経ずして斃死すると云へるも是れ即ち皮膚呼吸を妨ぐるが故なり毫も怪むに足らず
且皮膚の其全面に散布したる神經の作用によりて吾人に與ふる爽快及び身體を毀傷すへき外力の接近を感覺して吾人をして警戒せしむ皮膚の生活上必要なるを推して知るべし

皮膚の人身に於けるは其關係恰も國に兵士の必要にして欠くべからざるが如し若し國の兵士にして虛弱なれば其國の必ず内乱外患の爲めに竟に滅亡するに至るべし人體の皮膚にして虛弱なれば其人の必らず諸病の本源とも謂ふべき夫の感冒を發し竟に病死するに至る豈畏れて懼れざるべけんや

感冒症之事

感冒の人體の諸部を被包する皮膚の脆弱或ハ不潔より外寒の侵襲を受くるか或ハ人

身に於ける有害物の排泄を妨碍するによりて肺の内部に加苔流（加苔流といふ身内内部の粘膜の嫩衝を云ふ）を發するものにして吾國にては大人小兒の別なく中等以上の者ハ年々此病に罹らざるはなき程なり蓋し感冒は諸病の本源と爲り而して諸病ハ感冒の媒介に因りて發作す故に感冒は吾人の生涯最も畏るべきものたり然るに俗人（生理及び病理を學びざる人を云ふ）は此感冒症を極て輕易の疾病と自認して曾て意とせざる爲に重大の疾病を來して其身を遂に死に致す者世間に甚多し誠に迂愚の至と云ふべし

今茲に諸般の疾病中感冒に因て發するものに就き世間に最も多く且俗人の常に善く見聞する所の病名而已を概擧すれば左の如し

- 口内諸病 ○咽喉諸病 ○瘰癧 ○氣管及び氣管支病 ○喘息 ○肺の諸病 ○肋膜炎 ○胃病 ○腸病 ○癩麻質私 ○痛風 ○肝臟病 ○淋疾 ○子宮病 ○腦病 ○熱病 ○流行諸病及傳染性諸病等是なり
- 猶之を約言すれば感冒に對して各自の尤も心頭に掛けて片時も忘るへからざる一大

左の如し

一 吾人の感冒を發するは皮膚の虚弱及び不潔に因る事

諸般の疾病ハ感冒を以て其本源となす

人間生涯諸病に罹らざる便法

生涯疾病に罹る事を免れんと欲せば先づ預め感冒を防ぐべし而して感冒を防ぐには宜しく吾人の皮膚を強健にすべし余は此皮膚をして強健ならしむる方法に附き多々經驗する所ありて遂に輕易至便の一法を得之を健膚法と稱せり此健膚法の容易なる手術にして速功あり故に各自身軀の健全を欲して生涯怪樂中に在らんと望まば宜しく余の健膚法即ち左に記載する事を確守實行すべし

○健膚法

- 一 食鹽 一 握 凡五勺許
 - 一 清水 一 舂 許
- 右を銅盥若くハ手洗桶の如きものに入れ攪擾し其水を手拭に浸し軽く絞り左の例に

從ひて全身或は上半身を恰も摩擦する様に拭ふべし

○冬、朝、午、夕、の三度或は朝夕の二度に各食事後直ちに之を行ふべし

○温暖氣の時節及び夏は毎朝面部を洗ふ時と毎夜臥床に就く時の兩度之を行ふべし

○健膚法は大人小兒共に主に腰部より上胸部脊部及び頸部の周圍を拭ふべし而して

後漸く此法に慣る、を待ちて更に上下の四肢腹部及び腰部等に及ばし竟に全身に及

ばしたらんには健膚の効を呈する事益確實となるなり

○健膚法を行ふ時に用ゆる手拭は彼西洋手拭と唱ふるもの或は毛布紋羽の如きもの

を最良とす而して其拭ひ方の適宜の力を入れて摩擦する様にあし拭ひし跡の皮膚爲

めに少しく赤色を呈する程にするを要す

○小兒の滿二年乃至三年より健膚法を行ひ與ふべし即ち小兒に健膚法を行ひ與ふる

は其父母たるもの、當務なり健膚法を行ひし小兒の必ず健全無病なるは勿論氣力を

甚だ活潑に保持して成長す是れ余が儘に保證せんとする實事なり

○旅行中の如き食鹽に乏しき際の清水のみを以て前陳の法を行ふべし

○健膚法は健康なる人之を行ふも疾病ある人之を行ふも皆呼吸容易となり心臓の搏動力を増し内部の鬱血を散じ精神爽快となり筋肉彈力を増し食欲増進し食物の消化を促進し全身活潑となるを覺ふべし故に健膚法は皆胃を防くのみならず又諸種の疾病をして漸々治癒に至らしむるの余の經驗に徴し之を確言する所なり

今左より一二の實例を擧げて之を示さん

○米國の「エム、エル」と云へる人あり曾て頑固の肺病及び咳嗽を罹り皮膚乾燥して機能振えず數年間之が藥を服用せしと毫も効能あらずなる而已あらず漸々虚弱を陥りし因て氏は藥を用ふるの傍ら毎日二回清水を以て身体皮膚を摩擦して拭ひしと漸々皮膚柔軟となり機能振ひ精神自ず活潑爽快となり終り頑固なる肺病及咳嗽を一掃したりさ氏の單に清水を以て身体を拭淨せし而已にして如斯速効あり若し氏をして今日に在らしめ余の健膚法に従ひ其清水に食鹽を混合し以て皮膚拭淨を行ひしめたらんよ其効能一層確實にして速ある事疑なし

○音曲家を以て有名なる越路大夫は曾て咽喉加答流、兼、氣管支病を罹り咳嗽頻發し

て不快の間に在再歲月を消遣し醫藥亦効を奏せずして病位々々
に於て斷然健膚法を實行せしに病治途に趣き咳嗽も全治したるに已ならず以後談病
の再發を見ず音聲清朗となるの結果を得たり

其他此法を實行して疾病の全治に歸したる例數多あれど事の繁雜に渉るを恐れて此
に記せず要するに此法は感冒に罹る事を防ぎ又感冒の條に自載したる總ての疾病の
此法を施行して療まざるを得べし

○保證し置く事
人或は云はん冬時にして寒冷の強き際には健膚法を行ふが爲めに却て感冒も罹るの虞
介となるべしと然れども健膚法を食事後直ちに行ふに於ては例令貧血虚弱の人と雖ど
も決して感冒せざるなり如何となれば吾人食事を爲せは總て身軀全部の血行非常元
盛して大に体温を増發するを以てなり是れ余が此一事に就ては慥に保証し置く所以
りとす

健膚法に附屬して實行すべき要件

健膚法を行ふ人々の猶左に列記せる要件を實行すへし是れ健膚法と并ひ行われて又健
康上に利益あるものなり

○毎朝面部を洗ふ時と浴温して上る時に冷水を鼻孔の深部へ嚙り入れて鼻孔中を
洗滌する事
右は之を行ひ初めたる際二三度マタに限り稍難事の如き感覺もあるべけれども進
んで四五度に至れば却て非常に爽快を覺ゆ故に猶進んで七八度も之を行ひし人々は
最早廢止せる能はずと思ふ程の快感を得るに至る小兒ハ自身に之を行ふ能はざるを
以て其父母が冷水を浸したる手拭の尖端を鼻孔中に入れて掃除し興ふべし
大人小兒共に毎朝面部を洗ふ時に冷水にて絞りし手拭の尖端を耳に入れ耳内を掃除
すへし

○鼻毛の事
我國の俗人が鬚鬚の人軀に貴量あることを知らず皆之を測り取るは舊來の習慣なるが
故に之を破るは衛生以外にも亦情實ありて随分容易あらざるへけれども特に鼻毛に三

三

りての断然舊來の習慣を破りて之を削り取らざるを要す即ち鼻は前に言ふ如く呼吸器の入門にして鼻毛は其門番たるの効用を有するものあればなり尤も鼻毛の甚しく延長して不快の感覺に堪へざる時は宜しく其尖端を鋏にて切り取るべし

○頸卷及び「レスピレーター」の感冒の媒介たる事

近來大人小兒の別なく寒冷の時に際して種々の頸卷を纏ふ事亦一般の習慣となれり然るに頸卷は人躰頸部の皮膚をして虚弱ならしめ吾人の尤も恐るべき感冒を發し易からしむるものなり左れば頸卷は寒を防ぐものにあらずして寧ろ寒を招く具即ち感冒症の媒介物と知るの外なきものあり故に頸卷は虚弱者健康者の別なく凡て吾人に於て固く禁止するを要す又俗間に「レスピレーター」と云へるものにて鼻口を覆ひ自ら衛生其法を得たりと許す人往々之れあれども是又不衛生の太甚しきものと云ふべし何となれば「レスピレーター」も亦頸卷と相全じき害ありて却て感冒を招き遂に呼吸器病を起すの媒介物なればなり宜しく頸卷と共に衛生上の害物と看做して廢擲すべし
右二物の事ハ余が數多の實驗に徴して爰に證明する所なり

○衣服の事

吾人皆覆ふ所の衣服は決して主として身体に濕氣を與ふる所以のものにあらず唯専ら吾人躰温の散逸と外熱の侵入を防ぐ効あるべきものとす故に衣服は左に記する所によりて之を撰定すべし

○衣服は濕氣を吸收せず且濕氣を貯蓄せず又内外の大氣及び躰温を散逸せざる性質を有するものを撰用すべし

○毛布類を以て人躰の衣服用に供するを最良とす如何となれば毛布は濕氣を吸收する事最も少く又清氣〔空氣〕を含む事最も多き而已ならず体温の散逸を防禦せるの性能甚だ強きを以てなり

○綿布は皮膚を強く刺戟する毛布製衣服の裏或は下着として用ゆるを可とす

○絹布は濕氣を吸收し且人体の電氣を攪擾する性質あるものなれば絹布を以て襦衣と爲すは固く禁止すべし

○麻布は濕氣を吸收すること絹布よりも更に甚し即ち麻布の濕氣を貯蓄する而

已ならず大に人体の電機を攪擾するものなり故に暑中と雖務めて之を着用せへか
らす

○襯衣に注意すへき事

襯衣の必ず毎日或は隔日に洗濯するを要す襯衣不潔なれば皮膚の氣孔を閉塞して排泄
機能を妨害し尙人跡の發温量を減少するを以て常に人身の健康を害する而已ならず大
に冷氣を増して衣服の多きを要するなり左れば襯衣の不潔なるより來す所の不利の獨
衛生上より止まらざるなり

附言晝間着用したる襯衣の夜間之を用ゆへからず又夜間着用したるもの晝間之
を用ゆへからず此襯衣の着換へ大人よりも小兒に於て最も注意すべし

○温浴の事

健膚法を確守して毎日之を行へば人体に害あるべき汚垢の皮膚に留まらざるを以て彼
の温湯に入浴することは一週間或は二週間に一度にて足るべし最も健膚法を毎日身体
諸部に行へば遂に入浴を欠くも亦可あり左れば此健膚法を行ふに要する食鹽の右の浴

價を以て購ふとする時の尙幾分の殘餘あるべし是亦健膚法の利の實に衛生上に止まら
ざる所なり

附言温浴も亦皮膚を清潔にする大効用あるものなり然れども其温度の必ず華氏の九
十度より超過せざるを要す且浴湯して上る時の亦冷水にて絞らし手拭を以て其全身
を拭ふべし

○食鹽の人身に大効ある事

身鹽の人身に最大緊要なるは猶地球上より日光の必要なるが如し而して吾人の身体を形
成する所の血液、骨、筋肉、及、皮膚其他の諸器臟皆食鹽を以て元質の一分とあさる
ものなし人にして米麥を給與せざる事十日間余に及ぶも体中食鹽分を欠かされれば其
の尙生活を保つと雖若し一朝食鹽分の欠くることあれば其人の生活は一日間を保たず
して斃死するものなり以て食鹽の生活上片時も欠くべからざるを推知すべし

食鹽の之を内用すれば食物の消化を司り身体を營養す又之を水に溶して外用に供せ
ば身体の新陳代謝の機能を盛にし營養物の攝取及老廢物の驅逐從て盛にして

皮膚の機能にして活潑ならしめ大に身体を強健にするの良効あり従て腺病、慢性皮膚病、及、筋リウマチス、關節リウマチス、痛風の如き疾病は漸々快復して治癒に至らしむるの著効あり左れば余の健膚法は恰も吾人其家に居て坐ながら毎日海水浴を爲すが如き大効あるは余の保証する所なり

健康小兒養育法畢

全 明治廿六年一月十八日印刷
年一月十九日出版

著作兼發行者 坂 俊 藏
大阪市東區南久寶寺町九十九番屋敷

印刷者 南 谷 新 七
大阪市南區鰻谷西之町二百五十三番屋敷

發行者 東 雲 堂 本店
名古屋市本町通六丁目

同 東 雲 堂 支店
東京市京橋區中橋和泉町四番地

同 東 雲 堂 支店
大阪市東區南久寶寺町四丁目九十九番邸

版權登錄



版權所有

阪 春莊先生編

生徒記事教科書

洋裝美本全一册
紙數三百ペーシ餘
正價金二十錢

近世作事ノ事者度ガ多シテハ皆論ハリ今此書ハ數百章ノ不急ノ者ヲ以テ卷中ノ七八ナリ
最必要ナル記事文ニ至リテハ甚少アリ今此書ハ數百章ノ不急ノ者ヲ以テ卷中ノ七八ナリ
五門ニ分テ整理スル親切ナル作文法ハ可カラサル古今獨歩ノ法典ナリ宜ナル哉五柳先生ノ
ハ苟モ文學ニ從事スルモノハクナリト稱賛セラシムルハ誠ニ切望ノ至リナリ
ガ本書ニ序シテ下學ノ捷法誘蒙ノ善術ナリト稱賛セラシムルハ誠ニ切望ノ至リナリ
諸士夫ノ速ニ一本ヲ購讀シ縱橫ノ文章家ト爲リ玉ハラシムルハ誠ニ切望ノ至リナリ

西村 於 編纂

教育備後

洋裝美成本全一册
紙數百五十餘ヘシ
正價金十二錢

道徳ヲ涵養シ智識ヲ開發セシムルハ蓋シ修身ノ力ニ勝ルモノ無カルベシ故チ以テ世上脩
身ニ關スル書ヲ發刊スル者少ナカラズ然レモ其高尚ニ偏セザレハ卑近ニ流レ兒童ノ誦讀ニ
適スル者ハ極メテ稀ナリ今此書ハ西村於免先生ガ多年ノ經驗ト教育理法トニ基キ難易繁簡
ナリ對酌シ其宜キニ隨ヒ面白キ脩身談數百章ヲ編纂セラシタル者ナレハ一度此書ヲ讀クバ其
身ニ娛樂ノ趣味ヲ感シツ、彼ノ道徳ト智識ヲ涵養開發スルニ至ル稀代ノ教育叢書ナリ世
父兄タル人ハ必ス一本ヲ其子弟ニ授ケ玉ヘ

五柳散士著

豪傑奇譚

本書ハ古今外諸豪傑ノ偉業奇事ヲ簡明正確ニ蒐集シタル者ナレハ一度巻ヲ繕テハ愉快ノ念蓬々トシテ心頭ニ生スベク間々又傑士ノ失錯ヲモ忌彈ナク敘述シタレバ抱腹絶倒スルコトモアルベシ要スルニ英雄豪傑ガ言行ノ寫眞ナリト云フモ敢テ誇言ニアラサルヘシ請フ諸士一本ヲ購求シテ其奇譚珍說ヲ知り玉ヘ

洋裝美成本全一册
正價金七錢

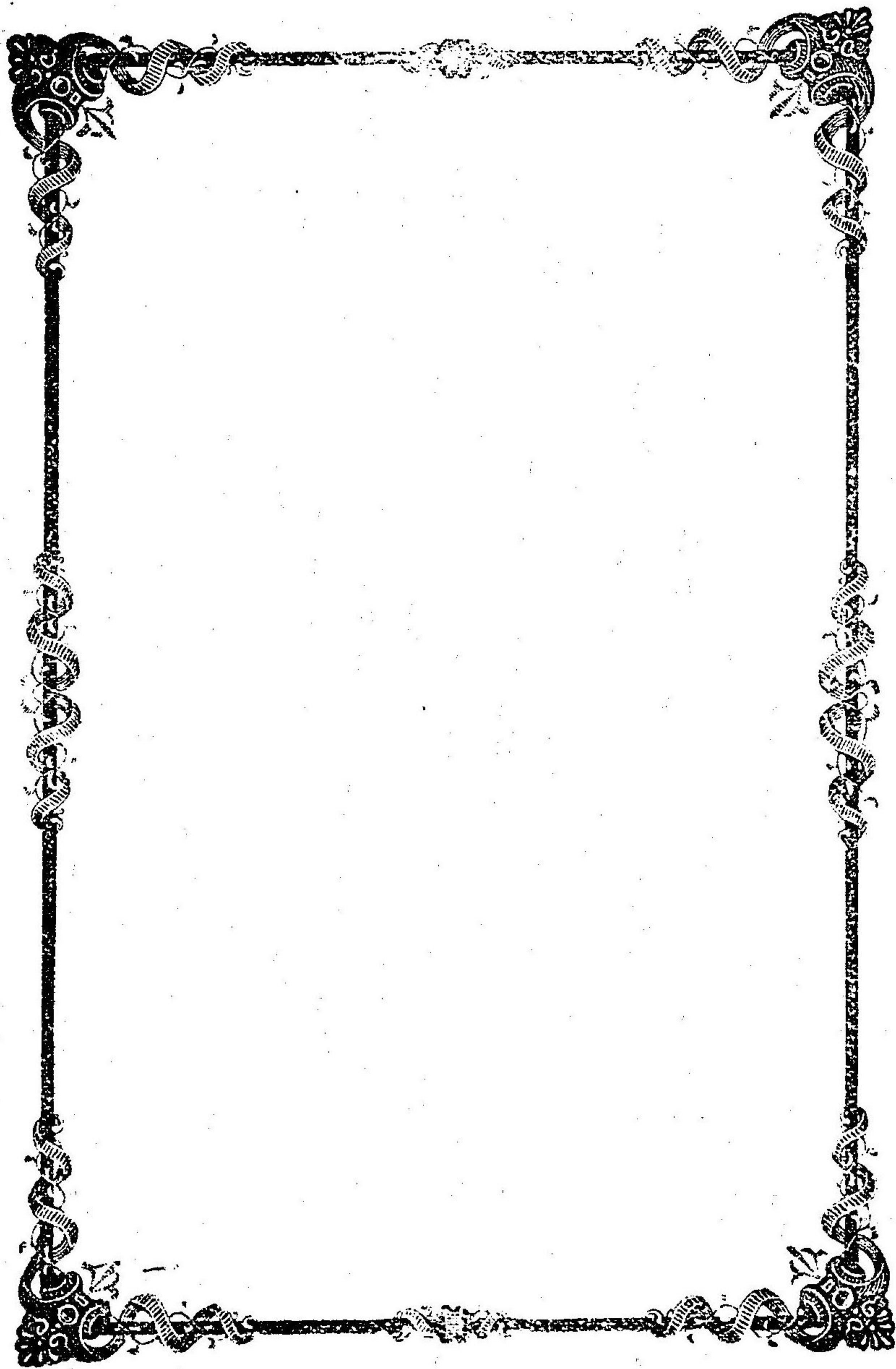
洋裝美麗本全

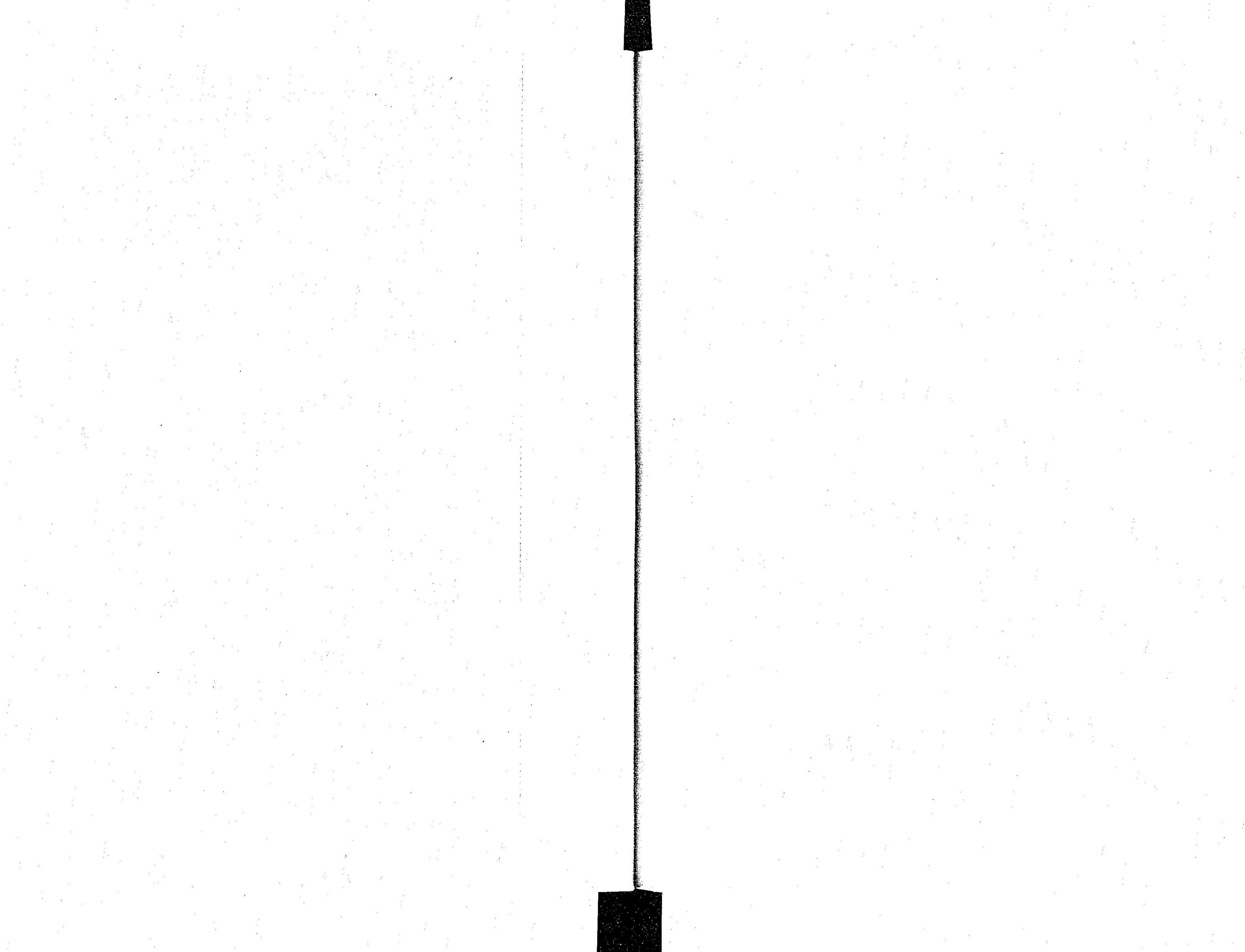
洋裝美麗本全一册
正價金十錢

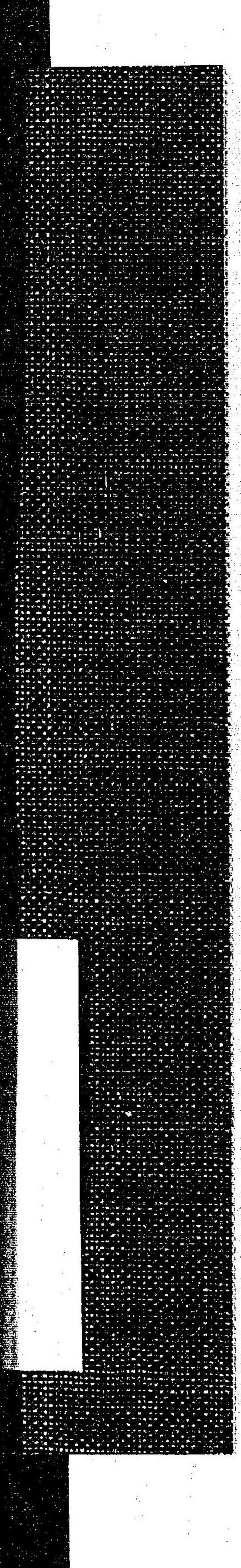
本書目錄

- 菅原傳授 (寺子屋の段)
- 日吉丸稚櫻 (三の切)
- 朝顔日記 (宿屋の段)
- 鎌倉三代記 (三浦別れ)
- 伽羅千代萩 (御殿場の段)
- 大功記 (十段目)
- 二十四孝 (十種香の段)
- 一ノ谷嫩軍記 (熊谷陣屋)
- 安達原 (袖袂祭文の段)
- 時雨の炬燵 (紙屋の段)
- 艶姿女舞衣 (酒屋の段)
- 攝州合法辻 (下の巻)
- 玉藻前旭袂 (三段目)
- 國性爺合戦 (樓門の段)
- 伊賀越 (沼津の段)
- 妹脊山婦女庭訓 (四段目)
- 關取千両幟 (猪名川内段)
- 箱根權現壁仇討 (瀧の段)
- 御所櫻 (辨慶土使の段)
- 州三問堂 (平太郎住家段)
- お駒才三 (鈴ヶ森の段)
- 道中膝栗毛 (赤坂並木段)
- 作替寺子屋 (二十五孝大功記)

紙數四百ヘーシ餘
郵券代用郵税共十四錢







特 23

42

健康
無病 小児養育法

国立国会図書館

069121-000-9

特 23-42

小児養育法

坂 俊蔵 / 編

M26

CDQ-0158



